

ミシェル=ベルンシュタインが捉えようとした フランス革命像を探し求めて

—「ベルンシュタイン文庫」史料の比較調査結果と今後の活用の方向性を展望する—

近江 吉明

はじめに

それにしても、本学は、とてつもない価値を秘めたフランス革命関連史料コレクションをよくも確保したものである。当然だが、それ以来、本学はそのコレクションを「ミシェル=ベルンシュタイン文庫」⁽¹⁾（以下、「ベル文」と略記）と命名し、そのマイクロフィルム化や目録作成の準備を進めながら、稀少性の高い個別史料を多面的に運用するなどの社会的、文化的なレベルでの発信を継続してきている。

「ベル文」は、本学が1977年に創立100周年を記念して、フランスの書誌学者・古書籍商ミシェル=ベルンシュタイン-ロラン Michel Bernstein-Rolin (1906-2003)⁽²⁾ から購入したものである。それから44年目に至っているが、貴重書庫を管理する本学図書館の関係者の方々の長年にわたる史料整理の努力や、これに係わってこられた多くの教員の専門的助力によって、その全容が史料学的な分析調査手続きを経る中で輝き始めている。こうして、今や世界から注目されている膨大な「ベル文」史料群は、「フランス革命」という近代国民国家成立過程に大きな痕跡を残した歴史上の「世界遺産」と宣言してもよいほどの、人類史的偉業を証明する史料群の一部を占めるものとして、認知されるまでになっている。

さて、そうした「ベル文」の関係者の一人である筆者だが、本学への入職とほぼ同時に始

まった「ベル文」との係わりは、筆者が2019年度末に定年で退職するまで26年間続いた。本稿では、とりわけ筆者が「ベル文」所蔵史料の本格的研究に着手した1998年からの歩みと、2004年から開始されたフランス側のフランス革命研究者との「ベル文」史料の比較調査研究の中間総括をし、次いで、その過程で浮き彫りになって来た当該史料の「基礎的研究」の成果に言及し、その作業の中で顕在化することになるM.ベルンシュタインのフランス革命認識とそれに基づいて形作られた彼のフランス革命像に迫ることにしたい。

もともと、筆者はフランス中世後期～近世期の民衆史や民衆蜂起史研究を50年近くにわたって継続してきたが、1994年からの「ベル文」史料との出会いは運命的であったとは言え、それほど無関係な研究対象に遭遇したとの思いはなかった。フランス革命期の民衆史・民衆蜂起研究への新たな接近との認識の下、何の矛盾もなく筆者の研究領域に組み込まれることになった。しかし、当初は膨大な「ベル文」史料を前にして確たる手がかりを得ていたわけではなかった。また、本学人文研「フランス革命史料研究センター」でのセンター長を引き受けても、せいぜい日本国内のフランス革命研究者を組織するための定例研究会を継続させていただきだった。「ベル文」史料群との納得のいく交わりは出来ず、まだ暗雲たちこめる闇の中を彷徨っていたと言ってよい状況下にあった。

そうしたスタンスを大きく変更せざるを得なくなったのが、人文研・仏革センターでの「ブリュメール18日の200年」国際シンポ（1999年）での議論と、人文研編『フランス革命とナポレオン』（未来社、1998年）の編集を通してであったように思う。「ベル文」との絡みで国際シンポや出版の企画を準備するにあたって、どうしても、それらに関連する「ベル文」史料確認のための調査が必要となったからであった。

では、そうした筆者の主体的な「ベル文」史料群への急激な接近が、その後、どのような史料の出会いと発見へとつながり、また、一見すると無謀とも思えるこの史料群内での「迷走」先で、どんな偶然と必然の中で日本やフランスのフランス革命研究者とのコラボを生み出し、「ベル文」史料の比較調査研究のルールへと辿り着いたのかを振り返り、次いで、M. ベルンシュタイン像および彼のフランス革命認識の分析によって当該史料群の持つ多様な価値に迫ってみることにする。

ただ、後述するようにこの比較調査研究は厳密な意味で完了してはいないが、結果的に、ここまでの筆者の「ミイラ取り」の足跡が、当該史料群の収集者であった、M. ベルンシュタインの「メサージュ」でもある「フランス国立図書館（BN）には存在しない」史料探しという一種の「仏革史料収集戦略」に巻き込まれた行為であったとするならば、ここまでの格闘は、ただ彼の掌の上を彷徨ってきたということになる。という意味合いにおいて、本稿は、「ミイラ」にはなりたくない筆者の悪あがきとなるのかもしれない。

I、「ベル文」史料の本格的な比較調査研究を終えて

「ベル文」史料との筆者の係わりは結果的に

二つの土俵上において繰り広げられた。一つは、フランス革命期における「民衆史・民衆蜂起史（ジャクリー）」研究の推進場面においてであり、二つには、「ベル文」史料の史料学的な基礎的調査研究の取り組みにおいてであった。しかし、後者の課題は、M. ベルンシュタインによって「BNには存在しない」とされた諸史料の確認作業であったがゆえに、「BNには存在しない」のかどうかの視点にとどまらない史料論の面での奥深い問題を伴っているために、まだまだ不確実性を残していることははっきりさせておきたい。

以上の2点についての調査研究の流れとそれらの成果を明らかにしておこう。ただし、2点目については、M. ベルンシュタインが当該史料コレクションの一括売却に拘ったことの背景にも言及することになる。

(1) 民衆史・民衆蜂起史研究の中での「ベル文」史料

1998年の夏、パリ市歴史図書館にて1358年のジャクリー蜂起 *Jacquerie* 関連史料の最終確認をしていたときに、筆者は、それらの史料カードの1枚に「盗賊団と蜂起衆についての国王書簡」と手書きされたものに目をとめた。閲覧請求をしてその内容を検討したところ、それは、後に「ベル文」でも確認することになる、1789年9月2日付の国王通達⁽³⁾であった。分類項目にジャクリー *jacquerie* と普通名詞で記載されているところを見ると、これを分類したアルシヴィストが、この史料内容が18世紀の民衆蜂起（ジャクリー）の一つであると判断したからであろうと考えられた。その時には、それだけの印象で終わったが、後になって、その史料内容がG. ルフェーヴル⁽⁴⁾ やA. ソブール⁽⁵⁾らの仕事の一つでもある「農民の革命」論の中で論じられている「反領主城館闘争」

(=ジャクリー) の一つの動きであることに気付いた。

すぐにルフェーヴルの『1789年』⁽⁶⁾ を読み見直したところ、いわゆるグランド-プール (大恐怖) 期に王国各地に多様な形の「反領主城館闘争」が発生していたことが見えてきた。また、『1789年の大恐怖』⁽⁷⁾ では、「1789年7月末から8月初頭までの反領主闘争」の発生地域が地図上に図示されていたこともあり、俄かにフランス革命期のジャクリーの動きに着目することになった。同時に、「ベル文」史料内にもジャクリーの痕跡を見出せるのではとの確信を強めることとなった。

帰国して、「ベル文」の『比較目録』に当たってみると、案の定、1789年の「9月2日付国王通達」が収録されていた。その際、ほぼ同種の1789年8月9日付の国王布告⁽⁸⁾ も発見することができた。さらに、この調査の過程でジャクリーに参加する農山村民の意識や願望・要求などを探るには、1789年に開催された全国三部会に伴い、同年春段階に開催されている各教区単位の第一次選挙集会時に作成された陳情書を読むべきではとの思いに至った。検索してみると、かなりの量の存在が分かり、数教区のそれをサンプリングしてみた結果、確かな手ごたえを得ることになった。それも、革命期のジャクリー研究として研究量の少ない地域と言われていたバス=ノルマンディー地方のオルヌ県に、無意識の内に注目したことが幸いした。こうして、一気に「ベル文」史料内にターゲットを定めえたのである。

これがきっかけとなり、1999年夏にはオルヌ県文書館での史料調査を開始し、当文書館のアルシヴィスト、ジャン=クロード=マルタン Jean-Claud Martin 氏⁽⁹⁾ の協力を得ながらオルヌ県域のジャクリー研究⁽¹⁰⁾ を継続してきている。

(2) 「BNには存在しない」史料の比較調査結果

さて、「ベル文」史料群の調査研究であるが、その進め方としてすぐにでも着手できることとして浮上した調査対象は、「BNには存在しない」史料の確定作業であった。それらは、『比較目録』の6, 7巻に手書きカードをまとめるという形で収録されていた。その史料総点数は12,920点であった。手順としては、BNの電子検索システムであるOPALE PLUSの活用による確認作業であろうと思い、筆者は、2004年の夏にBNにてサンプリング調査を試みた。すると、数十点の史料検索が進んだところで、その時点で、何点かがすでにBNに「存在している」という現実直面した。しかし、そのことはM. ベルンシュタインが史料収集の中で比較の対象とした史料目録が、アンドレ=マルタンとジェラルール=ヴァルテール編の『フランス革命史目録』が1930～1950年代出版⁽¹¹⁾ のものであることから、当然、予測されたことではあった。

その段階で、「ベル文」史料の存在をまずはフランス側の研究者にも認識してもらうことの必要性を感じていた筆者は、2006年開催予定の本学社会知性開発研究センター・歴史学センター (以下、「社知性・歴史学センター」と略記) ORC「国際シンポジウム」での報告予定者で、パリ第1大学フランス革命史講座主任教授のジャン=クレマン=マルタン氏 Jean-Clement Martin に2005年の春に相談に乗ってもらうことにした。ソルボンヌの「フランス革命史研究所 (以下、「仏革研究所」と略記)」に出向き、『比較目録』第6, 7巻を持参しての事情説明を丁寧に行ない、次いで、その確認作業の方法としてBNの電子情報サイトを活用して検索することの良し悪しについて問うた。

これについて、J.-C. マルタン氏の対応は好意的で、素早く、かつ、説得的なものであった。

先ずは、東アジアの一私立大学図書館にフランス革命史関連史料群が「ベル文」と命名され保存されていることに対する驚きの表情を浮かべながらも、また、最初の作業として「BNには存在しない」史料なのかどうかを確認することの合理性については賛同していただけた。ただし、それだけではその検索作業は不十分であるとの指摘を受け、BN以外のフランス諸機関において所蔵史資料のデータベース化された史料目録での検索を同時に行なえば、まだ、それでもフランス全体を網羅しているわけではなかったが、さらに、「ベル文」史料の稀少性を高めることができるとの提案を受けた。

具体的に検索サイトとして提示されたのは、BNのBN-OPALE PLUS⁽¹²⁾とCCFr⁽¹³⁾であった。また、これらの検索作業については、本学の社知性・歴史学センターとパリ第1大学・仏革命研究所との間での共同比較調査体制を構築して、検索担当者を仏革研究所の関係者に当たらせることとし、その検索結果を随時、本学歴史学センターの『年報』⁽¹⁴⁾に掲載するというものであった。この比較調査体制は、2006年に本学内での承認を受け、2007年から正式に発足した。最初に検索担当としてお願いすることになったのが、マリア=プジョルス氏 Maria Betlem Castellà i Pujols (~2008年、5,066点)であった⁽¹⁵⁾。

その後、パリ第1大学および仏革研究所の事情により、2009年からはオート-ロワール県文書館副館長ティエリ=アルワン氏 Thierry Alloin⁽¹⁶⁾に比較調査を担当していただくことになった。

Th. アルワン氏に比較調査作業を依頼することになったのは、「ベル文」史料の分布が全体としてフランス南部に偏る傾向があり、とりわけオーヴェルニュ地方のオート-ロワール県関連史料が目立っていたこともあり、筆者が、当県文書館での比較調査を仏革命研究所のそれとは別に進めていたからであった。「ベル文」に

は数少ない陳情書マニエスクリ史料の中に当県関連のものが2点存在し⁽¹⁷⁾、その確認を手始めに行なっていたが、それらの作業を進めるにあたって、文書の閲覧などで便宜を図っていただいていたTh. アルワン氏と協力関係を構築していたことが幸いした。

その後、共同比較調査は2012年にかけて順調に進み、それらの調査結果は、2009年にスタートしていた日本私立学校振興・共済事業団「平成21年度学術研究振興資金」事業、「『ミシェル=ベルンシュタイン文庫』の史料学的研究」の中で発行を開始していた仏語版『年報』(2012年より発行元が「専修大学フランス革命史料研究センター」となる)に掲載された。以上のような、我々の共同比較調査は2013年に終了し、それらの調査結果をTh. アルワン氏が総括し、2014年に仏語版『年報』⁽¹⁸⁾に寄せている。

こうして、明らかになった『比較目録』第6、7巻の調査結果を整理しておこう。第6、7巻に収録された史料総数は12,920点である。そこには、Tome (各巻には長短複数の史料が収録製本され、それらには通し番号が付されている)番号で整理された史料群(T. 1~T. 5834) 11,593点の他に、Folio (2つ折りで4ページの形)番号で整理された史料663点と、Plano (全紙大の史料：政令や告示などの行政文書)番号で整理されたもの664点が含まれている。なお、第7巻には、最後に、「新聞・年報などの逐次刊行物」の目録が収録されているが、今回の調査では、とりわけ各新聞史料の出版様式の多様性などの問題の多さから調査対象外とした。

前述のように、この我々の共同比較調査の範囲は、BNに存在するかどうかの範囲を超えて、フランス全体の各種の文書館や図書館でデータベース化されたところの情報も調査対象となっていたため、結果的には、現時点で、まだフラ

ンス全体の中にとは限定できないまでも、「BNには存在しないがフランスの他の諸機関には存在する」史料を除いた、「『ベル文』にしか存在しない」史料を確認することとなった。

それらの詳細は、2014・2015年版『年報』⁽¹⁹⁾に収録したが、「『ベル文』にしか存在しない」史料総数は5,340点で、M. ベルンシュタインが「BNには存在しない」とした史料数の41.3%であることが判明した。事前に、筆者も含めた共同比較調査関係者の間では、それほど多くはないとの意見が多数を占めたが、意外にも、第6、7巻「ベル文」史料の4割を超えるものが、「唯一」ではないが「稀少」であったということは、あらためて、彼の仕事の凄さを浮き彫りにすることとなった。

(3) M. ベルンシュタインによって巧みに仕組まれたメッセージ

以上のような比較調査を終えて、今、思うことは、筆者ばかりでなく当該史料コレクションに係わったすべての人々の、購入後に生じた史料整理やその活用に使われた様々な行動や諸企画が、我々独自の試みではなかったという確信である。つまり、彼が、史料収集に際して、そこに込めようとしたフランス革命認識の実現のために、連綿と続けたその歩みの中で熟考し、徐々に姿を捉えかけていたその確たる革命像の深奥に向かって、我々が、予定調和的に歩み続けているのではないかという疑念である。オルヌ県文書館の暗い閲覧室の一隅で、アランソンの食糧蜂起関連史料を読んでいるときに、ふと、筆者はそのような思いに襲われた。彼のメッセージがはっきりと聞こえた瞬間である。とはいっても、その思いが不愉快だったというのではない。むしろ何とも心地よいリズムカルな因果関係の中に引きずり込まれるような錯覚を覚える気分であった。

どうして、そのような認識にたどり着いたのかと言えば、その理由は単純であった。一つは、彼が「BNには存在しない」ことを強調した背景に係わることへの問いであり、二つには、彼が、「収集史料の一括売却」にこだわり続けたことの意味についての問いの中から導き出されたものである。

最初の問題の背景については、巷間ささやかれていた解釈はこうである。それは、彼が古書籍業者としての立場から、BNの目録との照合によって収集したフランス革命関連史料の商品価値を高めようとしたという見方である。この捉え方はしごく当然のことで、一般受けする解釈とも言える。

しかし、「BNには存在しない」ことの確認の狙いをそれだけに限定するのも無理が生ずる。言わずもがなのことではあるが、彼も、購入した史料を1点ごとに索引カードを作成し、史料情報を克明に記載している。これは、古書籍業者としてどうしても処理しなければならない基本的な作業の一つである。大量の史料群を前にして少なくはない重複史料の確認は古書籍商の初歩的取組である。また、それにとどまらず、この仕事は、必然的にそれぞれの史料がマニュスクリであれば原本なのか写本なのか、活字印刷史料であれば発行者や発行地・印刷所の違いなどによる異版なのかどうかなどの点検をすることになる。その際、誰であれ参考とするのが、公刊されているフランス革命関連史料目録⁽²⁰⁾である。従って、彼もBNが当時すでに公刊していた目録を利用したとみるのが自然なように思える。

その結果として、収集した史資料の史料的価値を見定めようとしたことは間違いはない。だからといって、彼はこれで確認作業が完全に終了したとは思っていない。たかだか、BNが所蔵するフランス革命関連史料目録との比較点検作

業にとどまっている。当時、まだ公刊されてはいないが、目録を持つフランス国内の多くの各種図書館、国立古文書館、各県文書館、地方文書館などの情報に当たらなければ、自分の仕事が完成することが無いことを、彼が、書誌学者としての立場からしても、十二分に理解していたとみるのが至極当然のことだからである。しかし、彼にはそれをダイナミックに押し進めるのには余力が乏しかった。だから、彼は本学への売却にあたって、「私の革命期史料コレクションについての回想録」⁽²¹⁾なる書簡を添付したのであった。

そして、この書簡には彼が「収集史料の一括売却」に拘ったことの原因が明示されているのである。つまり、「一つの恐れが私につきまとして離れなくなりました。(中略)、その他多くの人々について作り上げた史料全体、この努力のすべて、この何年にもわたる作業のすべて、私の宝とするコレクションが、19世紀の終わりに、ポシエ=デロシュやナダイヤックのコレクションの場合に起こったように、私の死後売却され、四散してしまうのではないかとこの懸念にとりつかれていたのです。(中略)私が生きている間に、適正な条件で、何よりも売却後全体が分割されないことを条件にして、一括して売るよう努力する(後略)」⁽²²⁾と明言している。なるほど、そうだったのか。彼が全力を尽くして収集した、彼なりの理念を背景とした革命像に係わる革命事象や革命家についての史料群が、彼の収集意図とは無関係に、切り崩されて散逸してしまうという流れを、彼としては、どうしても阻止しなければならなかったのである。

これほど正直な態度表明も珍しいとも言えるが、逆に言えば、それほど彼のフランス革命認識は独特であって、それに基づく多面的な革命

像が巧みに練り上げられていたということになる。ただし、この段階では、彼の我々に対するそのメッセージが求める方向に向かって、我々が歩んでいることは間違いないとしても、その全容を明確に語れるほどの確証を得てはいないし、ましてや、その核心に辿り着いているとは到底言えない。

それでも、これまでの共同比較調査の作業の中で、断片的ではあるがいくつかのそれらしき革命像に遭遇してはきている。ただ、それらは輪郭をほのかに示すのみで、これまでのフランス革命史研究のどの部分に修正を迫ろうとしているのか、まだまだクリアにはなっていない。それを裏付けるほどの「ベル文」史料の基礎的研究(以下、「基礎的研究」と略記)は蓄積されていない。

II、「ベル文」史料のさらなる「基礎的研究」の推進

筆者が、M. ベルンシュタインの収集した多様な史料群についての「基礎的研究」の重要性に気付いたのは、フランス側のアルシヴィストやフランス革命史研究者との交流を通してであった。彼らが筆者に与えた影響は数限りなくあるが、その中でも、この「研究」に欠かせない研究姿勢として教えられたことは、「ベル文」史料1点ごとに、M. ベルンシュタインの史料収集の狙いが込められているのだという指摘であった。

本章では、そうした新たな問題意識に基づいた研究姿勢の下で、彼らとの協力関係が始まってからの約20年間の間に進められた「基礎的研究」のいくつかの試みを整理して、「ベル文」史料の中にM. ベルンシュタインのフランス革命認識の断片を見定めていくことにしたい。

(1) オートロワール県文書館との共同「基礎的研究」路線へ

時間的にみて、筆者が最初に「基礎的研究」に着手したのは、オート-ロワール県関連史料についてであった。前述のように、当県文書館副館長のTh. アルワン氏には共同比較調査をすでに依頼しており、また、「ベル文」史料に収録されていた、ル-ピュイセネシャル管区の1789年3月1日作成の下級選挙集会時「陳情書」マニュスクリの調査を進めていく中で、結果として当県文書館と「ベル文」史料の当県関連史料との比較調査の方向性が検討されたからである。

というのも、当県のフランス革命関連史料の目録は作成されていたが、まだ、データベース

化されていなかったために、比較調査のスピードアップを図るべく、まずは、「ベル文」側の当県関連史料の収録状況を前提にした史料の「分類リスト」を作成することになったからである。原案を筆者が提示し、それを、Th. アルワン氏が当県文書館所蔵の革命関連史料目録の分類形式と比較しながら最終の「分類リスト」案を作成する流れで進められた。また、そこでの議論の中では、当該リストは、オートロワール県文書館だけでなく、データベース化が遅れている他県文書館との比較調査においても有効なものにするようにとの配慮も怠らなかった。その結果、以下のような「分類リスト」⁽²³⁾と相成った。

(括弧内は「ベル文」所蔵の史料点数)

Plan de classement

A - Administration centrale et assemblées nationales (17)
I. Législation, correspondance, rapports et proclamations d'ordre général
II. Correspondance générale recue
B - Administration générale du département (71)
I. Organisation générale
1. Correspondance préfectorale
2. Conseil général et directoire
a) Correspondance générale de l'administration départementale et enregistrement des lois
b) Installation et liste des administrateurs
c) Organisation et fonctionnement
d) Discours, procès-verbaux des sessions et arrêtés
Conseil général
Directoire
3. Procès-verbaux des districts
a) Brioude
b) Le Puy-en-Velay
c) Yssingeaux
4. Rapports, avis, opinion d'ordre général du représentant du peuple en
Mission en Haute-Loire, des députés et administrateurs du département
II. Cahiers de doléances

<ul style="list-style-type: none"> 1. Tiers Etat 2. Clergé 3. Noblesse <p>III. Etats généraux</p> <p>IV. Divisions et limites territoriales</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. Département 2. Districts 3. Cantons 4. Communes <p>V. Organisation administrative et fonctionnement des administrations, des bureaux, des transmissions et des relations générales entre les autorités</p> <p>VI. Personnel administratif</p> <p>VII. Organisation et administration générales des communes</p> <p>VIII. Topographie</p>
C - Comités révolutionnaires et clubs (5)
<ul style="list-style-type: none"> I. Sociétés populaires II. Société des amis de la constitution
D - Correspondance personnelle et mémoires individuels (0)
E - Elections, nominations (14)
<ul style="list-style-type: none"> I. Organisation générale II. Listes de notabilité et d'éligibilité III. Assemblées primaires IV. Elections législatives V. Elections cantonales VI. Elections municipales
F - Comptabilité de l'Etat, des départements et des communes (7)
<ul style="list-style-type: none"> I. Comptabilité générale II. Comptabilité des anciennes administrations III. Comptabilité des municipalité et des communes
G - Contributions (50)
<ul style="list-style-type: none"> I. Personnel II. Anciennes contributions III. Organisations générale de la perception, du recouvrement et de l'apurement des comptes IV. Contributions directes <ul style="list-style-type: none"> 1. Répartition, recouvrement 2. Contributions foncière 3. Contributions personnelle et mobilière 4. Patente V. Contributions indirectes VI. Emprunts forcés, extraordinaires ou de guerre, taxes révolutionnaires et souscription

VII. Enregistrement et timbre
H - Monnaie, assignat (4)
I - Biens nationaux (7)
J - Police (75)
<ul style="list-style-type: none"> I. Organisation générale II. Personnel III. Bâtiment IV. Gendarmerie V. Police administrative VI. Maintien de l'ordre public VII. Ordre moral VIII. Destruction des symboles d'Ancien Régime IX. Contre-révolution <ul style="list-style-type: none"> 1. Dénonciation et répression générale de l'opposition au régime 2. Emigrés 3. Clergé réfractaire X. Prisons <ul style="list-style-type: none"> 1. Personnel 2. Détenus
K - Justice (32)
<ul style="list-style-type: none"> I. Organisation générale <ul style="list-style-type: none"> 1. Mise en place et fonctionnement des justices de paix et tribunaux 2. Rédaction des listes électorales et élection des jurys 3. Peine de mort et exécutions II. Conseil de préfecture <ul style="list-style-type: none"> Délibérations III. Notaires IV. Jugements
L - Mouvements populaires (0)
M - Médecine et hygiène publique (2)
N - Population (10)
<ul style="list-style-type: none"> I. Recensement, mouvement de population II. Etat civil
O - Subsistances (7)
<ul style="list-style-type: none"> I. Organisation générale de la collecte et du ravitaillement II. Alimentation de la population III. Alimentation des troupes militaires et des conscrits
P - Secours et assistance (7)
<ul style="list-style-type: none"> I. Organisation et attribution de secours et d'assistance II. Etablissements de secours et d'assistance <ul style="list-style-type: none"> 1. Hôpitaux et hospices 2. Bureaux de bienfaisance et autres établissements

Q - Agriculture, eaux et forêts (11)
<ul style="list-style-type: none"> I. Agriculture II. Eaux et forêts III. Chasse et pêche
R - Poids et mesures (3)
S - Commerce et industrie (9)
<ul style="list-style-type: none"> I. Commerce <ul style="list-style-type: none"> 1. Affaires générales 2. Prix, tarifs et achats de denrées 3. Foires et marchés II. Industrie <ul style="list-style-type: none"> 1. Réglementation des métiers et des produits 2. Exposition des produits industriels
T - Travaux publics et transports (6)
<ul style="list-style-type: none"> I. Routes et chemins <ul style="list-style-type: none"> 1. Classement des routes et chemins 2. Entretien des voies de communication II. Cours d'eau et rivières
U - Postes et messageries (0)
V - Education, sciences et arts (21)
<ul style="list-style-type: none"> I. Instruction publique <ul style="list-style-type: none"> 1. Organisation générale de l'enseignement 2. Ecoles primaires, instituteurs et collèges 3. Ecoles centrales <ul style="list-style-type: none"> a) Organisation, fonctionnement, enseignement b) Distribution des prix II. Sciences et arts <ul style="list-style-type: none"> 1. Bibliothèque, musée, archives, monument 2. Sociétés savants 3. Théâtre
W - Fêtes, symboles, chants patriotiques, hommages (35)
<ul style="list-style-type: none"> I. Fêtes et anniversaires II. Chansons et couplets III. Hommages
X - Religion, cultes (12)
<ul style="list-style-type: none"> I. Organisation du culte II. Constitution civile du clergé III. Objets du culte et ornements
Y - Affaires militaires (66)
<ul style="list-style-type: none"> I. Organisation générale, formation des unités et des conscrits II. Défense du pays III. Conscription

- IV. Gardes départementale et nationale
- V. Pompiers
- VI. Conscrits en retard, déserteurs et réfractaires
- VII. Remonte
- VIII. Equipement, habillement, transport des troupes
- IX. Arme, poudre et salpêtre
- X. Honneurs et récompenses

Z - Documents généraux, ouvrages n'ayant pu être classés dans une autre partie, documents partiels et incomplets (80)

さて、こうして比較調査がスタートしたわけだが、「ベル文」に確認できるオート-ロワール県関連史料総数は551点であった。そして当然の如く、この作業は「ベル文」側の史料を1点ごとに内容を読み込みながら確定し、分類先を特定することの繰り返しとなった。つまり、この比較調査が事実上の「基礎的研究」となったのである。その結果、当県文書館にあるかないかの問題は二次的な関心となり、むしろ、「ベル文」が所蔵している当県関連史料の史料的価値の側面が浮き彫りになる形となったのである。

この「基礎的研究」を通して、当県文書館には存在しない史料として551点中181点(32,8%)⁽²⁴⁾が確認された。これは一つの事実であるが、この「稀少」と思える史料数を多くとみるかどうかは別として、もっとはっきりと顕在化してきたことがある。それは、M. ベルンシュタインの史料収集の基本姿勢ともいえることの一つなのだが、彼が、パリの革命だけでなく、革命の中心には「登場していない」地方の活動家や一般都市民、さらに一般農山村民の動きや声に注目していたという点である。彼は、決して「稀少」な史料の確認だけを意識していたのではなかったのである。

具体的な史料内容でいえば、パリほどは知られていない、地方中小都市の議決、議事録、法令、苦情書や陳情書、建言などの史料の存在が

目立っている。また、無名の都市民たちの演説、手紙、声明などの史料にも彼は目配せしている。さらには、旧課税の変更や統一、封建的諸権利の無償廃止、疲弊しきった農業や衰退しきった森林の改善に欠かせない森林用益権などの共有権問題の動きを示す史料にも、彼の注意が注がれている。

「稀少」史料群の主だったところを見ると、当県選出の国民公会議員で派遣議員でもあったソロン=レイノー、バルタザール=フォル等の書簡⁽²⁵⁾、30万人募兵制実施や非キリスト教化運動の当県での動向、「反革命」運動に関する史料が注目される。ル=ピュイやブリウドの下級選挙集会時の陳情書関連史料の存在は、当時、山間地域や溪谷を中心に立地していた当県の民衆の願いや要求をくみ取るためには欠かせない史料として貴重である。ここにも、彼のフランス革命認識の一端を垣間見ることができる。

(2) ルイ16世裁判への関心

この「基礎的研究」で次に触れておきたい史料群は、ルイ16世の予審と裁判に関するものである。これはM. ベルンシュタインの革命認識を鮮明にしたところとして強調すべきでもあるが、彼がルイ16世裁判史料整理に際して作成していた史料情報を小冊子 *brochure*⁽²⁶⁾ 3冊に書き残していたために、俄かに、「研究」の対象となった。

小冊子それ自体は、3冊のバインダーに分け綴じられたノートである。これらは1792年10月初めから1793年1月にかけて国民公会にて実施された国王16世裁判において、各県から選出された議員が「有罪（死刑）」か「無罪」か、などについてどのような理由でそう判断したのかについての見解を、後に、個別に冊子の形で刊行されたものの「発言録」史料の整理目録である。また、この目録に付随して、全3冊に対応したインデックス風の議員リスト一覧17枚⁽²⁷⁾も残されていた。

この目録内容を精査すると、ここに収録された史料の整理目録は、その時の国民公会議員749名中283名で全体の約3分の1にとどまっている。これは、この裁判の過程では長々と述べる時間がないために発言できなかつたのを、敢えて刊行した議員がそれほど多くはなかつたことを示している。

また、それとともに残されていた議員リストでは、面白いことに、M. ベルンシュタインがボワシ=ダングラース (Boissy d'Angas)⁽²⁸⁾ が係わった収集史料群に基づき確認作業をしていたことが判明した。というのも、このリストの最初のページに、凡例として三種類の符合を記し、その意味を次のように説明しているからである。それは、(×)「B. ダングラースの蒐集物にある」、(一)「B. ダングラースの蒐集物には無い」、(※)「B. ダングラース蒐集物の補完、廊下の書類箱の中に」の三区分別である。これは、いうまでもなく彼の確認作業の手順を示す部分であるが、ここに整理されている史料群は、Tome 1687-1692に集中している。この部分は、彼の史料購入先の一つであった「ベドワイエール文庫旧蔵本」⁽²⁹⁾の一部であった。

さらによく見ると、この部分が「旧蔵本」段階ですでに「ルイ16世裁判記録」（全6巻）として合本製本されていた。ということを知りつ

つも、彼は何故にこの6巻分の史料情報の再確認を行なったのかがはっきりしない。しかも、Tome 106 (Recueil)⁽³⁰⁾と「ラプラーニュ文庫・デボンヌ夫人文庫・デノー教授旧蔵本」内のTome 3530-3532⁽³¹⁾からも多数のルイ16世裁判関連史料が見出せるからである。もし、彼の「整理目録」作成のねらいが、ルイ16世裁判関連史料の書誌学的な確認であったとするならば、彼の作業がこの目録やリストの作成で終わらせることは無いはずである。

という事実関係からすれば、彼の主たる関心はルイ16世裁判だけではなく、後の王政復古期の1816年に、国王殺しに賛成した者たちが「弑逆者」として国外追放の刑に処せられたことと深く関わる問題に注目していたことになる。それ故に、「B. ダングラースの蒐集物」をベースにしたリストを作成することになった。B. ダングラースは、追放された「弑逆者」たちに恩赦を与えるために活躍した人物で、その運動を推進するためには、国王の処刑に賛成した当時の国民公会議員の処刑賛成の理由を正確に知る必要があった。つまり、彼もB. ダングラースが求めていたことと同じ立場に立っていたことになる。

この「弑逆者」の国外追放については、この追放刑の実態が、旧体制派が中心となって推し進められた「乾いたギロチン」による報復なのだという捉え方⁽³²⁾がある。彼は、B. ダングラースの思想や行動の中にこの国外追放刑の問題性を読み取っていた。つまり、共和主義的な理念を踏みにじるこの構図に彼は敏感に反応したことになる。彼のフランス革命認識には、「人権宣言」に込められた人権重視の普遍的価値に基づく理念の重視の姿勢があり、それは、革命によっても、そして現代にあっても完全には実現されていないという思いがあったということが透けて見えてくる。

(3) 仏および世界各地の仏革研究者、史料所蔵機関との連携を通して

さらに、「ベル文」史料の「基礎的研究」を推し進めてくれたのは、世界各地の研究者やフランス革命関連史料所蔵機関の方々との交流を通してであった。これらの取り組みは、主に2012年から2016年にかけて集中的に、本学とフランスのルアン大学やゲルノーブル大学などとの間で実施された。

【第1企画】は、本学図書館主催で2012年11月26日（月）に開催されたミニ-コロークであった⁽³³⁾。テーマを「ミシェル=ベルンシュタイン文庫史料の価値と古書籍商M. ベルンシュタインの実像」と設定し、生田校舎2階の第1会議室で行なわれた。

第一報告者のミシェル=ビヤール Michel Biard 氏（ルアン大学、フランス革命史講座主任教授）は、「ベルンシュタイン文庫にみられる革命期の政治結社」と題し、ノルマンディーの民衆協会などの「ベル文」史料群の「基礎的研究」を通して、複数の側面から価値の在り様を探り出している⁽³⁴⁾。

「ベル文」には、政治結社に関連する史料が814点存在するが、これまでの比較調査の段階で、その内210点（約25.8%）は他にはないということで、この史料群でも「稀少」性の高い貴重なものが混じっていることに注目している。その上で、次のような古文書学の立場からの結論が提示された。そこでは、「ベル文」コレクションは「とても珍しい文書を集めた史料集なのか、それとも、この史料集自体が珍しいのか」というのである。つまり、210点だけが貴重なのではなく、814点全体の史料分析により、フランス国家全域におけるこれらの文書の通達・流布の状況から、そこに見られる思想・スローガン・情報の政治的な伝播についての実態

を掌握できることに決定的に意味がある。換言すれば、たとえば「ベル文」に保管された1通の史料、一見すると新鮮さはないが、そこに手書きの加筆がある限りにおいて「稀少」なのだという⁽³⁵⁾。

そして、この作業を通して政治結社に関する史料集全体の分析から革命研究の一つの太い流れが構築できるというのである。注目すべきポイントは、それぞれの結社に付随する「地名」、「件名」、「日付」、関連する「人名」、各「結社の動き」、それぞれの「結社間の連絡ネットワーク」などで、その確認によってとりわけ地方における革命の進展度合いを読み取ることができるとしている。その代表例を、M. ビヤール氏は、ノルマンディーの政治結社から出た4点⁽³⁶⁾の史料分析で実証した。

第二報告者のジャン-ヌマ=デュカンジュ Jean-Numa Ducange 氏（ルアン大学、近代史准教授）は、「ミシェル=ベルンシュタイン—特異な足跡を振り返って—」と題して、「謎のフランス人書籍商」と渾名されたM. ベルンシュタインの歩みを克明に追いかけ、「ベル文」が生み出された背景を特定している⁽³⁷⁾。

「ベル文」を本学への売却に際して寄せられた書簡においてもそうであったが、彼は自らのことについては積極的に語ろうとはしていない。そのために、身近な人々からも偏執病的な人物だとの評価がなされ、そのイメージが独り歩きしている状況がいまでもある。この点についてJ.-N. デュカンジュは、それを裏付ける基本史料の不十分さを前提としつつも、彼が触れようとしない、古書籍業者としての足跡を規定した彼の思想性、政治性、社会性あるいは人間性などの諸側面に粘り強く切り込んで、彼が「ベル文」史料収集に注いだ情熱の根源がどこにあったのかを探り出している。

この報告からは、いくつかの史料批判の結果、

彼の足跡のポイントとして、①ソヴィエト連邦の通商代表団の責任者、②労働者インターナショナル・フランス支部(SFIO)の支部員、③労働者・農民社会党(PSOP)の活動家、④モスクワのマルクス・レーニン主義研究所との関係、⑤1945年以降、彼はいかなる政治的動向にも関与せず、との動きが実証されている。彼は、単に優秀な古書籍愛好家であっただけでなく、学問的に好奇心旺盛で、知的で、学問に腐心し、研究者が求めれば、手持ちの史料を自由に利用させることなどもしたという事実も強調されねばならない。この試みは、「ベル文」史料群とM. ベルンシュタイン生き様との間の諸相を結び付けるための「基礎的研究」として欠かせない。

【第2企画】は、本学「フランス革命史料研究センター」とフランスANR ACTAPOL共催で、2013年11月23～24日、生田校舎9号館にて開催された国際シンポジウムであった⁽³⁸⁾。「フランス革命の経験の歴史を綴る—国民公会議員の回想録と物語—」と題して、フランス側6名、日本側6名が報告に立った。各報告者名と報告タイトルは以下のとおりである。

- ・ Karine Rance (クレルモン-フェラン大学准教授)「闘うメモワール」
- ・ Michel Biard (ルアン大学教授)「国民公会派たちの回想録—それは派遣議員を映す歪んだ鏡か」
- ・ Hervé Leuwers (リール第三大学教授)「ロベスピエールにおける自伝の試み」
- ・ Philippe Bordin (クレルモン-フェラン大学教授)「ある蔵書の記憶：1797年におけるカルノーの寄贈蔵書から」
- ・ Cyril Triolaire (クレルモン-フェラン大学歴史学博士)「歴史と記憶の名誉回復：記

- 憶に向き合う国民公会議員シュエデュウ」
- ・ Laurent Brassart (リール第三大学准教授)「歴史に立ち向かう—国民公会議員ジャン=ドゥブリの最後の戦い—」
- ・ 小井高志 (立教大学名誉教授)「ブリソ派の裁判と国民公会議員の回想録における『フェデラリズム』」
- ・ 新井勝紘 (専修大学教授)「フランス革命と自由民権」
- ・ 近江吉明 (専修大学教授)「1793～1794年段階の地方のテルルーオート-ロワール県選出国民公会議員の「書簡」「意見書」「記憶」分析—」
- ・ 山崎耕一 (一橋大学教授)「オート-ピレネー県の創出とB. バレール」
- ・ 松浦義弘 (成蹊大学教授)「フランス革命200周年以降の日本における仏革研究」
- ・ 佐藤真紀 (信州大学准教授)「国民公会議員の記憶におけるテルミドール9日」

この日仏シンポジウムでは、各報告それぞれ自体は「ベル文」の基礎的研究を必ずしも意図したものではなかったが、各報告者は、自らの研究テーマとの係わりで「ベル文」史料を丁寧にリサーチする機会を持つこととなり、各自が、滞在中に当該史料の実態を掌握し、必要な史料情報を収集するなど、結果として、基礎的研究の深化につながった。

例えば、M. ピアールは、上述のように当該シンポジウム以前から「ベル文」史料の特殊性をクローズアップするための調査を進めていたが、この時に収集した1792年6月20日におけるテュイルリーへの民衆デモに対するルアンの対応についての情報の一つを『ノルマンディー年報』に発表している⁽³⁹⁾。

また、小井氏は長らくリヨンの「反革命」の問題を追跡していたが、報告では「連邦主義」

の実態について詳論するなかで、すでに発見していた手稿史料「リヨンの様々な牢獄で殺害された人々の正確なリスト（姓名、職業、および彼らが公衆によって受けた復讐・犯罪）」（共和歴2年テルミドール9日以降）⁽⁴⁰⁾を活用していた。筆者も、テルール期のオートロワール県の動向を「ベル文」史料で跡付けた。

以上のようにして、この企画の結果、「ベル文」史料の実態がフランス側の参加者の脳裏に鮮明に焼き付けられることとなり、同時に、M. ベルンシュタインの存在それ自体に対する注目度が高まった。

【第3企画】は、2016年9月23～25日、フランスのグルノーブル大学とヴィジュー仏革命博物館で開催された国際シンポジウムである⁽⁴¹⁾。テーマは、「フランス革命を蒐集する」という大々的に挑発的とも受け取れるものであったが、報告者は、以下のように世界各地から集められ、それぞれが、現在、フランス革命関連史料コレクションを所蔵する各機関を代表する形で構成された。筆者は、「ベル文」（日本・専修大学）について述べることになった。

当シンポは、パリ第1大学フランス革命史研究所、グルノーブル大学人文・社会学部、イゼール県フランス革命博物館、ロバスピエリスト研究協会、イタリア歴史・美術史研究センターの五団体によって組織されたものだが、フランス革命関連史料を所蔵する、フランス以外の機関として招聘されたのは、Université de Durham, Univ. de Naples-Federico II, Musée d'Etat de l'Ermitage, Archives d'Etat Russe, Univ. de Notre Dame (USA), Univ. de Warwick, Univ. d'Etat de Milan, Univ. Senshuであり、フランスを含め、伊、英、米、露、日の報告者22名が、百名前後の参加者を前に、三日間にわたり熱い報告と討論を繰り広げた⁽⁴²⁾。

世界の各機関が所蔵する関連史料は、史料形態からしても多様であり、自ずと議論の内容も多岐にわたったが、参加者を最も驚かせたのが筆者の報告であった。とにかく、BNに次ぐ史料数を誇る「ベル文」が、なぜ東アジアにある日本の一私立大学図書館に所蔵されているのか、それが不思議だというのである。しかし、こうした反応を予期していた筆者は、「ベルンシュタイン文庫の中のフランス革命の世界を探し求めて」題して準備していた。

というのも、前述のように、2016年までの間に筆者自身もそのことをずっと考えていたことの一つでもあったからである。報告に際し、① ベルンシュタインは何故フランス革命関連史料を集めようとしたのか、② 「ベル文」史料コレクションの概要とそのいくつかの特徴、の2点に絞りこんだ⁽⁴³⁾。この試みは、不十分ながらこれまでの「基礎的研究」が、どのレベルに到達しているかが図らずも問われることにもなった。

と同時に、この報告は本稿のテーマ分析をスムーズにするための土俵設定の役割を持つことにもなった。つまり、M. ベルンシュタインの人物史をあぶり出す作業を醸し出すことになったということである。この点では、先に検討したJ.-N. デュカンジュの先行研究の成果⁽⁴⁴⁾をベースにしなければならない。筆者のこの試みの詳細は別稿⁽⁴⁵⁾の通りであるが、M. ベルンシュタインのフランス革命認識に係わるところのみを抽出しておこう。

①の分析に関しては、特に注目すべきは対独レジスタンス運動の体験にあったとの結論である。これは、彼が第二次世界大戦に仏軍兵士として従軍し、捕虜になるが脱走して、その後、ラトビア民族出身のユダヤ教徒でフランス人として、パリの中心部で地下活動を行なうなどのレジスタンス運動に身を投じていたという事実

である。この点について、彼は、「第二次世界大戦が勃発しました。私の革命関係の書籍、史料コレクションは預かってくれた多くの友人のおかげで、難を免れることができたのです」⁽⁴⁶⁾と述べているだけで、レジスタンスについては言及していない。

その体験の概要は、彼の大親友であったアントン＝ゲリッツ Anton Gerits の証言によればこうである。パリ6区のマザリヌ Mazarine 通りであったアパートで、800日もの間、反ファシズム運動の延長線上にある、独軍占領下のフランスを解放するという厳しい歴史的実践に従事していたというのである⁽⁴⁷⁾。この時期におけるこの死を賭しての選択は、彼の人生においても大きな決断であったことは言うまでもないが、これは、それにとどまらず、彼の思想性におけるフランス革命への思い入れと同時代的な政治的諸課題が一致した、必然的な行動であったことが、A. ゲリッツの記憶によって裏付けられている。

このことは、J.-N. デュカンジュの分析によっても浮き彫りにされているところであるが⁽⁴⁸⁾、彼の思想性をさらに深めたのは、両大戦とロシア革命であった。つまり、人民主権の原則は近代国民国家の中ではファシズムを生み出し、また、帝政から「社会主義」化した地域ではスターリニズムなどの個人崇拜に基づく独裁体制を許してしまうという現実と直面していたからである。これらが、彼のフランス革命関連史料収集の原点にあったという解釈である。

この辺の事情についても、彼は、「(前略) 全世界が前例のない経済危機(1929年の世界大恐慌)に陥ってしまいました。ボルシェヴィッキとの8年間の仕事の後で仕事を探すなどできない相談でした。(中略) 私にとっての解決策はただ一つ、まだ修行をしたことはありませんでしたが、本屋になることでした。(中略) 私

がフランス大革命の小冊子、逐次刊行物を買って求めているということは、フランス中の本屋で知らない店はありませんでした」⁽⁴⁹⁾と淡々と述懐しているだけで、パリでのレジスタンス活動にはふれていない。しかし、彼がフランス革命関連史料を重点的に購入し続けていたことは明言している。

②に関しては、とりわけパリ解放後の1944年9月収集活動が再開された中で精力的に進められたことが、『回想録』の中で比較的多く語られている⁽⁵⁰⁾。そして、1948年には書店を再開している。一時、パリ郊外に引越しているが、1959年にパリに戻ったとき「フランス革命期の小冊子、逐次刊行物の占める量に、私は文字通り仰天してしまいました」⁽⁵¹⁾と当時を振り返っている。

このようにして、①で見たような彼自身の思想的・政治的な問題意識に基づいた収集の結果は、「それは注意深く分類し、照合されなければならない巨大なかたまり」⁽⁵²⁾となったのであった。つまり、約47,000点を超えるといわれる「ベル文」史料群を集めきったことになる。そして、1966年の激しい心臓発作の後それらの整理に取り掛かったと⁽⁵³⁾している。

だが、結論から言えば、彼は「ベル文」史料群の整理を完了させて、完全目録を完成させることはできなかった。その代わりに、彼がどのような史料に興味を持ち集めたのかを示す痕跡を残している。もちろん、彼は、収集した史料の史料的価値を順位付けしたわけではないが、それでも、意識的に特定の人物、事件、事態、情勢などに関する史料に注目して収集している⁽⁵⁴⁾。このことについては、前述のように「ルイ16世裁判」や「地方の革命(一例として、オートロワール県)」などに着目していることが確認されているが、『回想録』から読み取れるところでは、人物としてバブーフ、エペール、

マラー、ロベスピエール等の革命の急進派について、また、植民地問題やバブーフ主義などの事象について関心を寄せていたことがわかる。ここに彼のフランス革命認識の特徴がよく表れている。このように、彼は、特定史料の収集に注意深く取り組んだのである。そうであるがゆえに、「ベル文」史料の散逸化を防ぐために一括売却を考えたのだと結論付けた⁽⁵⁵⁾。

以上が、ヴィジーユでの報告の概要であったが、会場からの質問・意見の内容も、M. ベルンシュタインについての人物史的研究の重要性についての発言が多かった。そのほとんどは報告内容に同意するものであったが、明らかに文書館関係者と思わしき数人からは、「ベル文」史料群についてのさらなる「基礎的研究」の必要性が強調され、その分析の蓄積から彼の史料収集の傾向を読み解くことによって彼の人物像に迫れるとの指摘を受けた。筆者も同意見であったので、先の「ルイ16世裁判」や「地方の革命」関連史料の例を挙げながら、これらは彼のフランス革命認識の露出した部分であるとして、そこに彼の思想性や政治性を垣間見ることができるとまとめ、認識の共有を得た。

Ⅲ、M. ベルンシュタインが問いかけているフランス革命象

古書籍業者としての顔よりも書誌学者としての能力が高く評価されてもよいM. ベルンシュタインであるが、それ以上に目立つのが、彼の史料収集を支えたフランス革命認識における複眼的な視点である。最後に、この部分に着目し、ここでは幾つかの「基礎的研究」で見えてきた史料群を再確認しながら彼のフランス革命についての問題意識を抽出し、彼自身が描いていたフランス革命像の実態に迫ることとする。

(1) 意図的に収集を行なった思える史料群の内容から

これまでの「基礎的研究」で気付いたことだが⁽⁵⁶⁾、M. ベルンシュタインの史料収集作業では、注目している人物や事件などについての情報を、革命後に出版された『回想録』、『研究書』、『史料集』などからも広範囲に得ていたことが見えてくる。これは、直接的には収集した史料の稀少性を確認する意味もあったが、それだけではなく、それらが、革命後も生き長らえた関係者によってどのように記憶され、あるいは良くも悪くもいかに評価されてきたのか、さらには、後世の歴史家や出版人によってどのように描かれてきたのかを丁寧に整理して、収集したそれらに関する史料の歴史的価値を見定める根拠としつつ、彼の捉えた革命像を下支えしようとしていたことがわかる。

そうした彼の史料収集活動の中で最も目立ったのは、前述のように、ルイ16世裁判関連史料である。これについての分析は済んでいるので繰り返すことはしないが、例のごとく、関連文献の調査の下に作業を進め、とりわけ、B. ダングラスのコレクションに影響を受けながらではあったが、彼の王政廃止の歴史的意義を問う姿勢は徹底していたと言えるだろう。その脈絡の中で、1816年の弑逆者の国外追放刑という反共和主義的な報復行為の問題性に、照準を定めていたことが浮き彫りになってくる。

次いで挙げるべきは、山岳派を中心とした急進共和派の活動家への注目である。とりわけ、国民公会期の山岳派の指導層らへの関心の高さが際立っている。この点については、先にも引用したように、『回想録』で明言しているが、ロベスピエール、バブーフ、マラーに限定して関連する史料群の一部を覗いてみよう。

第1に、マクシミリアン=ロベスピエールについては、関連する史料総数は259点である。

主だったものは以下の通りであるが、全体としては、「テルミドールの反動」、「ロベスピエールの陰謀」に関するものが多い。①の史料は『ロベスピエールの手帳』だが、彼がテルミドール9日に逮捕された際に身に着けていたものとされ、19世紀に復刻されたものである。

彼は、ロベスピエールと同様に、サン-ジュスト関連史料にも力を入れていて、総数で148点を蒐集している。ここでは分析対象とはしないが、「山岳派独裁」や「テルール」の枠組みで注目されている。

- ① Carnet de Robespierre BC, s. d., 114p. Tome 2294.
- ② Rapport fait par Barère, sur la conjuration de Robespierre, Couthon, St-Just, s. d., 8p., T.1458-4
- ③ Jugement rendu par le tribunal révolutionnaire, établi à Paris qui ordonne que Maximilien Robespierre, ex-député, s. d., 12p., T. 135.
- ④ Détail de l'horrible conspiration formée par Robespierre, Gouthon [sic] & St-Just, les 8, 9 et 10 thermidor, s. d., 8p., T. 1613-36.
- ⑤ Liste des noms et domiciles des individus convaincus ou prévenus d'avoir pris part à la conjuration de l'infâme Robespierre, [Paris], [1794], 8p., T. 1492-13.

第2には、グラックス=バブーフであるが、関連史料として80点が確認できる。B. ベルンシュタインは、『回想録』の中でスターリニズムが始まったころに、「私も、ソヴィエト海運フランス代理店での職を失いました」⁽⁵⁷⁾と述懐しているが、それでも、ソヴィエト連邦の関係者との交流は継続されていて、その結果、バブーフ関連史料の多くが「マルクス・レーニン主義研究所」によって購入されていた。

それについては、モスクワの旧マルクス・

レーニン研究所の文書館の関連蔵書との比較⁽⁵⁸⁾が必要となるが、それでも、80点が残っていたことは、「バブーフ、エベール、マラー、アンラージェ達の小冊子が、テルミドール9日あるいはヴァンドーム裁判の翌日から処分されているので、非常に貴重なものとなった」⁽⁵⁹⁾ということを考えれば、例え、重複版であったとしても幸いであったと言えるだろう。

- ① Péroraison de la défense de Gracchus Babeuf, (tribun du peuple), prononcée devant la Haute-Cour de justice. De l'imprimerie de l'ami du peuple, R. F. Lebois 1797. T. 3258.
- ② Jugement de la Haute-Cour de Justice, qui prononce sur les excuses proposée par les haute-jurés. De l'imprimerie de Soudry, marchand libraire 1796. T. 3268-3.
- ③ Analyse de la doctrine de Babeuf, tribun du peuple, proscrit par le Directoire exécutif, pour avoir dit la vérité [s. n.], 1796. T. 3280.
- ④ Requisitions des accusateurs-nationaux près la Haute-Cour de justice : sur les excuses proposées par vingt-trois haute-jurés / le citoyen Bailly portant la parole ; du 27 brumaire, an cinquième De l'imp. De la Haute-Cour, Chez Morard, 1796, T. 3268-2.
- ⑤ Babeuf, ex-administrateur du département de la Somme, et successivement du district de Mondidier, aux comités de salut public, de sûreté générale & de législation de Convention nationale, et à Gohier, ministre de la justice. De l'imprimerie de Prault, cour de la maison de justice, T. 3253.

第3には、ジャン-ポール=マラーに関連する史料を見ておこう。関連史料としては、141点が確認できる。マラーといえは、1789年9月に発刊された日刊紙『人民の友』⁽⁶⁰⁾があるので、

その史料情報も含めれば、マラー研究には十分な条件がそろっているといえる。

- ① Nouvelle dénonciation de M. Marat, l'ami du peuple, contre M. Necker, premier ministre des finances, ou, Supplément à la dénonciation d'un citoyen, contre un agent de l'autorité à Londres, et se trouve à Paris : Chez les marchands de nouveauté, 1790, 40 p., T. 3823-6.
- ② Circulaire de la Société des amis de la liberté et de l'égalité, séante aux ci-devant Jacobins, Saint-Honoré, à leurs frères des départements, [Paris], De l'imprimerie patriotique et républicaine, rue Saint-Honoré, n° 355, vis-à-vis, l'Assomption, 22 p.. T. 1698-50.
- ③ Lettre de Marat aux Jacobins, [Paris], De l'imprimerie patriotique et républicaine, rue Saint-Honoré, 1793, [1]p., T. 3823-8.
- ④ Profession de foi, de Marat, l'ami du peuple, député à la Convention, adressée au peuple français en général, & à ses commettans en particulier, n° [156] (30 mars 1793), Paris, De l'imprimerie de Marat, [1793], T. 9009-18 [bis].
- ⑤ Discours prononcé à la Convention nationale par David, député de Paris, en lui offrant le tableau représentant Marat assassiné : séance 24 brumaire, l'an 2°. De la République française, [Paris], De l'imprimerie nationale, [1793], [1]p., T. 1488-15.

以上3人の関連史料収集の重要性については繰り返し強調されている。彼は『回想録』の別のところでも、バブーフら過激派がどのような人物で、また、彼らを書いたものが、テルミドールやヴァンドーム裁判後にたびたび処分されてしまい、どんなに数が少ないかをよりよく

理解していた⁽⁶¹⁾、と述べている。つまり、時の革命政府（主に、総裁政府期以降）によって彼らの革命理念が抹殺されてきたので、だから、残っている史料を収集することの意味が大きいのだということが表明されている。

彼ら3人に代表される活動家の共通項は、山岳派の革命理念の一つでもあるが、社会経済的な「平等」を実現しようとした革命家であったということである。従って、この彼らの発言や思想内容、さらにはそれを目指した政治活動についての共感が、M. ベルンシュタインの側にあつたればこそその拘りの収集活動と捉えられる。

この姿勢については、彼の親友の一人であつたA. ゲリッツも次のようなエピソードとして回想して、「.....（同業者のレイモン=クラヴ Reymond Crave のところを一緒に訪ねたとき）また時々、ミシェル=ベルンシュタインは、自分の考えを持って、理想主義的な社会のことをいろいろ話そうとすると、レイモンはミシェルに対し『君はいつでも夢を見ている』とフランス語で言うのでした」⁽⁶²⁾と述懐している。A. ゲリッツが言う「理想主義的な社会」とは、M. ベルンシュタインの政治性や思想性からすればそれはフランス革命の理念の一つであつた「平等」な社会ということになる。そのことは、先にも確認されたように、彼自身のとりわけ第二次世界大戦終了時までの足跡の中に見出される生きざまが証明してもいる。

ところで、以上の3人以外の急進共和派にも、彼がマークしていた人物がいることが見えてくる。それがジャック=ルネ=エベール Jacques-René Hébert と アンリ=グレゴワール Henri Grégoire 関連史料の収集である。それらの史料内容を見ると、革命史の中での信仰の自由を問うた「非キリスト教化運動」や「ユダヤ教徒解放令」に係わることとして注目していた様子が浮かび上がってくる。

まず、J.-R. エベールであるが、関連史料として53点が確認できる。エベールと言えば革命的大衆紙『ペール-デュシェーヌ』紙⁽⁶³⁾を1790年に創刊し、民衆の思いや声を代弁するなどサン-キュロット民衆の間で非常な人気を博したことで知られている。ジロンド派追放後は、とりわけ、「非キリスト教化」運動をめぐっては、これに否定的な口ベスピエールと対立を深めた。その後も、彼を批判し、大土地分割、農民への土地分与、反革命容疑者の財産没収などを要求したため、サン-ジユストの告発によって逮捕、処刑された。このように、信仰の自由にかかわる路線対立へのM. ベルンシュタインの関心の高さを示している。

- ① Grand détail de la justice du peuple, exercée à Versailles, sur les aristocrates et contre révolutionnaires prisonniers d'Orléans, [Paris, 8 p. [1792], T. 3820-2.
- ② Je suis le véritable père Du Chesne, foutre [1] ([Nov. 1790]) – [30] ([Déc. 1790]); 1 ([1^{er}Janv. 1790]), [Paris] : De l'imprimerie de Tremblay, rue basse du Rempart, porte Saint-Denis, [1790] – [1794], T. 9065-(1-10).
- ③ L'arrière-petit-fils Du Chesne, en rimes burlesques et libres n° 1 ([1790]) - n° 2 ([1790]), à Paris : De l'imprimerie du Journal de P. Sablier , [1790], T. 9074b
- ④ J. R. Hébert, substitut du procureur de la commune : ce lundi 27 mai l'an deuxième de la République, [France] : De l'imprimerie de la rue neuve de l'Egalité, cour des miracles, [1794], T. 297.
- ⑤ Procès instruit et jugé au Tribunal révolutionnaire, contre Hébert et consorts, à Paris : De l'imprimerie du Tribunal révolutionnaire l'an II de la République française [1793 ou 1794], T. 3069.

ただし、信仰問題としてM. ベルンシュタインがもっと注視していたのは、H. グレゴワール⁽⁶⁴⁾だったことが窺える。関連史料として83点が確認できる。直接的には、1791年1月と10月の「ユダヤ教徒解放令」成立までのH. グレゴワールの発言や議会での議論にたいする関心であったと思えるが、むしろ、聖職者市民法にも積極的に対応した憲僧としての「非キリスト教化」運動に対する立ち振る舞いに照準を定めているようにも見える。彼にとってはユダヤ教徒である前に、人権の構成要素の一つでもある「信仰の自由」の実現とその保障が最大の関心事であったに違いない。そのことは、彼のレジスタンス時代の活動内容からも分かることであるが、同時代的な近代国民国家の中でも「信仰の自由」が大きな課題として顕在化していた事実を思い起こせば、フランス革命に学ばなければならない現実的な問題としてマークされたということになる。

同時に、H. グレゴワールは、人権の視点から「黒人奴隷制の廃止」問題にも積極的に関わっていた。後述するように、彼は、広く植民地問題にも関心を持っていたが、その中でも黒人奴隷制についての非人間性を鋭く告発していたH. グレゴワールへの眼差しは、フランス革命の世界史的意義を探り出そうとする姿勢の表れであると判断できる。

- ① Lettre pastorale de H. Grégoire, évêque du diocèse de Loir et Cher se trouve à Blois et à Paris : Chez Maradan , [1795], 16 p., T. 100-9.
- ② Rapport sur les destructions opérées par le vandalisme, et sur les moyens de le réprimer / par Grégoire ; séance du 14 fructidor, l'an second de la République une et indivisible; suivi du décret de la Convention nationale, [Paris]: De l'imprimerie nationale, [1794], 28

p., T. 1577-28, 2248-10.

- ③ *Légitimité du serment civique exigé des fonctionnaires ecclésiastiques* / par M. Grégoire, curé d'Embermesnil, député du département de la Meurthe, à Paris : De l'imprimerie nationale, 1791, 33, [1] p., T. 1959-3.
- ④ *Lettre aux citoyens de couleur et nègres libres de Saint-Domingue, et des autres isles française de l'Amérique* / par M. Grégoire, député à l'Assemblée nationale, évêque du département de Loir et Cher, [Paris] : De l'imprimerie du Patriote françois, place du Théâtre Italien, [1791], 15, [1] p., T. 1542-20.
- ⑤ *Motion en faveur des Juifs*, par M. Grégoire, curé de Nancy : précédée d'une notice historique, sur les persecutions qu'ils viennent d'essuyer en divers lieux, notamment en Alsace, & sur l'admission de leurs députés à la barre de l'Assemblée nationale, à Paris : Chez Belin, libraire , 1789, xvj, 47, [1] p., T. 1262-[1].

しかし、彼の意図的な史料収集での最大の成果は、おそらく植民地問題関連史料の収集であったのではないと考えられる。上述のようにH. グレゴワールの史料もこの線での収集の中で集められていることが分かるが、収集範囲はサンド=マングだけではなく、当時のフランス植民地の総てを網羅しようとしていた節がある。主だったところでは、ギアナ Guyane、マルティニーク Martinique、マダガスカル Madagascar、ポンディシエリ Pondicheryなどの植民地関連のものが入っている。

それでも、トゥサン=ルーヴェルチュール Toussaint Louverture 関連史料が充実していることは言うまでもない⁽⁶⁵⁾。例によって、革命後

に刊行された史料集や研究書を徹底的に検討した上で、808点を収集している。

- ① *Lettre officielle du général Leclerc, au ministre de la marine : annonçant la découverte d'une nouvelle conspiration tramée par Toussaint-Louverture, tendante à renverser le gouvernement français, dans la colonie, et de faire massacrer tous les blancs, arrestation de ce traître et de ses agens, leur arrivée prochaine à Paris*, [Paris] : Se trouve chez Gauthier, rue Saint-Jacques-la-Boucherie , [1802], 4 p., T. 3026.
- ② *L'esclavage des noirs, ou, L'heureux naufrage : drame en trois actes, en prose représenté à la Comédie française, en décembre 1789* / par Mme Gouges, auteur des voeux forcés à Paris : Chez la veuve Duchesne Chez la veuve Bailly, barrière des Sergens, et chez les marchands de nouveautés, mars 1792, [2], 90, [2] p., T. 1516-3.
- ③ *Réplique de J. P. Brissot, à la première et dernière lettre de Louis-Marthe Gouy, défenseur de la traite des Noirs et de l'esclavage à Paris* : Chez Belin, libraire ... : [Chez] Desenne, libraire [Chez] Bailly, libraire et au bureau du Patriote français , 10 février 1791, [2], 54 p., T. 5197.
- ④ *Loi relative aux colonies, & particulièrement à l'isle Cayenne & de la Guyane française : donnée à Paris, le 11 juillet 1792, l'an IV de la liberté à Lyon* : De l'imprimerie d'Aime, Vatar-Delaroche, imprimeur du département de Rhône & Loire, 1792, 4 p., T. 9796-84.
- ⑤ *Mémoire sur les colonies des Indes orientales : adressé à l'Assemblée nationale, par des colons de Pondichéry, réclamans contre leur exil, depuis la Révolution, pour leur servir de*

justification et d'éclaircissements, sur l'administration des colonies de l'Inde, aux commissaires civils qui vont y être envoyés par le roi : décembre 1791, [Paris] : De l'imprimerie de Pougin, rue Mazarine , [1791], 40 p., T. 5118.

以上、M. ベルンシュタインが史料収集作業上に残した「痕跡」に着目して、それらの史料群を俯瞰しながら、彼自身のフランス革命認識の特徴を浮かび上がらせてきた。その結果、より鮮明となった部分を再整理しておけば以下のようになるだろう。

[第1認識] ルイ16世裁判関連史料から、王政廃止の歴史的意義を問い、1816年の弑逆者国外追放令による報復行為の反共和主義的な姿勢を問題視する。

[第2認識] 「山岳派独裁」とも言われた時期にみられた急進共和主義者たちの思想と行動に注目し、とりわけ経済的な面での「平等」実現の足跡に共感する。

[第3認識] 「ユダヤ教徒解放令」や「非キリスト教化運動」が客観的に問いかけていた「信仰の自由」の獲得とその保障の重要性を認識し、この問題についての歴史的出発点をフランス革命に置いている。

[第4認識] 人権重視の視点から、黒人奴隷制についての非人間性を問題視し、人種的差別や奴隷制の在り方を問題にする。「人権」は貴賤を問わず、地球上の総ての老若男女に存在する。

[第5認識] フランス革命の理念（自由、平等、友愛）から植民地支配における他民族支配の問題性を探り出そうとする。ブルジョワ革命における植民地支配や民族問題の基本的問題点を捉えようとする姿勢である。支配された側にとってフランス革命とは何であったのかを問うてい

る。「植民地支配責任論」⁽⁶⁶⁾を想定していたとも言える。

以上の五つの認識をまとめていえば、18世紀末から19世紀に至る時期の世界史的な動向とそれとのつながりの中で、フランス革命の理念が、革命の進展の中では大きく後退していつてしまう事実が強く意識された認識と結論づけられるであろう。

(2) 「稀少」史料群 (5,340点) からいくつかの仏革命像への接近

次に、M. ベルンシュタイン自身によって明言されているわけではないが、彼の捉えた仏革命像を断片的にはあるが示してくれるものがある。それは、すでに比較調査結果が明らかにしている「稀少」史料群に見られるものである。

これまでの調査結果において、「稀少」史料として確認されたのは、前述のように5,340点であるが、その中から、一定の輪郭をもった三つの史料群に接近し彼のフランス革命像を構成する問題意識を抽出してみたい。

1) 1789年春段階の各種選挙集会和陳情書 (Cahiers de doléances) 作成の実態

1789年の陳情書史料収集にあたり、彼は、例の作業工房において、当該研究の第一人者でもあるベアトウリス・F・イスロ (Béatrice F. Hyslop) 仕事⁽⁶⁷⁾に学びながら整理を進めたのであろう。その結果、彼は陳情書関連史料も含め422点を収集した。ただ、B. F. イスロの先行研究によれば、国王の要請に基づき1789年春段階に第一次選挙集会所が開催されたが、全国の、農山村諸教区、都市内ギルドや教区などで作成された陳情書の数は約6万通になるという。しかし、総てが現存しているわけではなく、地域差はあるにしてもかなりの数の陳情書が消滅していることは、B. F. イスロの仕事が証明して

いる。それでも、彼がどうにか収集できた史料数は全体的に多くはなかったが、幾つかの地方に関しては陳情書研究の総合的な分析が可能となる収集を行なっている。現在掌握できるところとしてオート-ロワール県のケースがある。

陳情書は、身分ごとに作成され、当時の行政管区（フランス王国の北部はバイイ管区で、南部はセネシャル管区）単位で最終的にまとめられ、各管区で選ばれた数名の代表者がそれを全国三部会に提出することになっていた。第一身分、第二身分は、1回だけの選挙集会（各管区を中心都市で開催）で代表者を選び陳情書を作成したが、第三身分はそうではなかった。原則としては、まず、第一次選挙集会（農山村や町の諸教区単位で開催）、次いで、下級選挙集会（郡都に各教区の代表者がそれぞれの教区で作成した陳情書を持ち寄り開催）、そして、最後に上級選挙集会（各郡都で選ばれた各代表が下級選挙集会で集約された陳情書を管区を中心都市に持ち寄り）が開催され、第三身分の代表者（第一と第二身分を合わせた人数）を決定し、再度、最終的な陳情書を作成することになっていた。但し、地方によっては、下級選挙集会を開催しない場合もある⁽⁶⁸⁾。

当時、オートロ-ワール県は存在せず、現在の県域の東半分がル-ピュイ-アン-ヴレのセネシャル管区になっていた。当管区関連陳情書として注目すべきは、ル-ピュイ郡の下級選挙集会時の第三身分のそれである⁽⁶⁹⁾。「稀少」史料の一つであるが、当管区の最終陳情書⁽⁷⁰⁾と比較することにより、第一次選挙集会時から陳情書内の要求内容がどのように変化したのかを追跡することが出来る。だが、M. ベルンシュタインの収集した中には、当管内の第一次選挙集会時のそれがなかったので、オートロワール県文書館に収蔵されているグデ教区のもの⁽⁷¹⁾を利用した。

さて、ル-ピュイ郡の下級選挙集会時のそれが、なぜ大きな意味を持っているのかを確認しておこう。一般に、1789年春段階の陳情書作成においては、要求内容についての詳細を記した「モデル」なる文書が出回り、それが一定の役割を果たしたといわれている⁽⁷²⁾。つまり、各陳情書にオリジナリティーは無いとする見方である。他方で、このような状況には地域差があることも指摘されているが、当管区のそれらの動きの全体が、ル-ピュイのこの史料の存在（全36条）で正確に見えてくるのである。

結論から言えば、ル-ピュイのそれには、第一次選挙集会時の農山村の諸要求が反映されることは少なく、23条で、河川用益権が、32条で森林の維持管理が主張される程度でしかなかった。最終陳情書との関係では、全88条中に「憲法の制定」（4条）、「自由と私的所有の保障」（7条）、「出版の自由」（8条）などは残ったが、ル-ピュイの第1条「王国における身分、かつ、ル-ピュイにおける特権身分の廃止を[要求する]」⁽⁷³⁾と謳われた身分制廃止の要求が削除され後退している。総じて、当管区の陳情書は、最終的にル-ピュイの商工業者や司法・行政に係わっていたブルジョワたちの要求が最優先され、農山村地域の諸教区が作成していた陳情書の諸要求はほとんど無視されてしまっていたのである。

このように、ル-ピュイ郡の陳情書の存在から、全人口の8割前後を占める農山村の願いや要求が、当管区においても、ここまで蔑ろにされてしまっていることが下級選挙集会時にはっきり示されたことになる。第三身分とは言っても、都市のブルジョワジーのイニシアティブで進められた運動と、農山村教区民が思い描いた願望との間には埋めがたい乖離が見られた。これら陳情書史料の分析が深まれば、革命期の食糧蜂起や反領主城館闘争についての研

究の進展も期待できる。

2) 地方における政治的行動に関する史料

次いで注目されるのが、地方の中小都市などにおける政治行動を示してくれる史料であろう。とりわけ、民衆協会関連の史料群が目立っている。1789年から共和暦3年（1794～95年）までに増え続けた政治団体であるが、パリのジャコバン-クラブなどとの組織網がしっかり作られ、名称も愛国的クラブ、憲法友の会、通信委員会、友愛的民衆協会、農村協会など多様である。組織数の捉え方も約1,000から約44,000と幅があり、研究者の立場によりその機能や役割をめぐって諸説あり⁽⁷⁴⁾、これに時期的に変動する政治状況と構成員の変化などを考え合わせると、その評価が難しいところである。

M. ベルンシュタインは、これをめぐる研究の流れを押さえたうえで史料収集を進め、814点を収集している。その内、「稀少」史料とされるものも、先にM. ビアールが指摘しているように多く確認できるが、重要なのは、これら地域ごとの史料を克明に読み込むことによって、パリとは違った地方の政治行動の重層性と内部抗争の実態に迫れることである。

このように、彼は地方の政治動向に関心を持っていたのであるが、それは地方の中小都市民に対してだけでなく、農山村民たちのそれに対しての眼差しも忘れていない。この問題意識構築に際して、彼はG. ルフェーヴルやA. ソブールの研究に依拠していたように思える。例えば、「農村共同体の経済的な基盤は、共同の所有と経営により、あるいは私有についての共同体的強制（囲い込みの禁止と耕地強制）により、あるいはまた、耕地（共同放牧地、落穂拾い権および刈株採掘権）や森林についての慣習権によって、構成されている。この問題については、フランス北部地方の農村共同体と南部地

方のそれとのあいだに、たとえ、どのような相違があろうとも、それは、ただ程度の相違にすぎず、本質的なものではない。私有権についての制限を、土地の所有と経営の共同体的特質によるものとして考えれば、われわれは、農村共同体を、まず第一に、前資本主義的な生産組織と定義することができよう」⁽⁷⁵⁾との、A. ソブールの18世紀末における農山村共同体の認識を持つかどうかは、関連史料収集において意味をもって来る。

この問題を革命期の政策的動向に見るとすれば、まず、1789年の領主制の破壊や封建的特権の廃止、次いで、人権宣言や1793年の共和国憲法の発布が問題となる。というのも、この結果、「自然かつ永遠の権利」として完全な「所有権の不可侵」が布告さ、それによって、囲い込みの自由、耕作の自由、および森林用益権などの共同体的諸権利が制限されるようになったからである。しかも、1790年には国有財産売却法が可決されているために農山村民の生活が脅かされる事態が進行していたのである。

以上のような革命の進展に伴い、共同体的諸権利をめぐる法律が革命政府によって制定されていったが、M. ベルンシュタインは、その流れを追いかけるように34点の関連史料を収集している。その中でも、共同体的慣行⁽⁷⁶⁾や森林管理⁽⁷⁷⁾に関する史料も散見される。事実として、国民公会期に至り、1793年夏の「共同地分割方式」に関する農業諸政令の発布の下で新たな地主の私有権行使が強まり、零細な農山村民は森林用益権などを行使できなくなっていく動きに、彼がどのような立ち位置で収集していたのかは興味深い。

3) 山岳派「独裁」期における派遣議員と地方の「テルール」

最後に、1793～94年段階における地方の

「テルール」の展開を広範囲にわたって証明してくれる史料群がある。それが、先述のようにオート-ロワール県に関するものであった。それらは、主に国民公会から派遣議員として同県に順に着任したバルタザール=フォール Balthazar Faure (1746~1805)とソロン=レイノー << Solon >> Claude Reynaud (1749~1815)に関するものである⁽⁷⁸⁾。共に、同県選出の国民公会議員であったが、1793年2月24日発布された「30万人動員令」の完全実施を進めるために派遣されている。二人とも、各県や国境に展開する軍隊に派遣されて、革命を底辺で支えた中堅の議員でサブリーダー的存在であった。

まず、B. フォールは、1793年3月22日から着任し、もともと県東部を中心に王党派や宣誓拒否司祭らの影響力が強く保守的な傾向にあったため、手始めに、ル=ピュイの民衆協会の挺入れを4月に行なって、山岳派に賛同する状況を作っている。6月24日に可決された93年憲法の勢いに乗じて、7月18日にはル=ピュイ司教により当憲法の信任を取り付けるころから、どうにか当県での山岳派路線を固めることに成功している⁽⁷⁹⁾。

次いで、S. レイノーであるが、B. フォールの後を継いで同年8月22日に着任している。翌23日は国民公会が国民総動員法を可決した日でもあった。前任者の築き上げた政治的気運を利用しながら、県内の特権階級、利己主義者、反革命者に対抗する姿勢を鮮明にし、10月には、反革命容疑者の逮捕を命じ、サン=ディディエ、ラ=セオーヴ、ル=モナステイエの各郡庁舎にある牢獄に約1,000人を収容している。宗教的テルールの動きとしては、国民公会が11月24日に協会の閉鎖を決め、共和暦を公布しその使用を強制すると、彼は、12月20日にル=ピュイにおいて「理性の祭典」を実施させている。具体的には、12月29日に鐘楼の使用を禁止し、

翌1794年1月18日に当県の教会を閉鎖させ、同年3月には、これに従わない150人のリストを作成させ、ついには教会の祭壇と鐘楼の破壊を命じている⁽⁸⁰⁾。S. レイノーは、「非キリスト教化」運動の政策を正確に推進したことになる。ロベスピエールらはこうした動きを察知して、「公安委員会の民衆協会あての回状」を1793年11月に発してこの運動を押さえようとしていたが、彼が、それを無視して実施したのかの詳細は分からない。

この二人の派遣議員に関する「稀少」史料としては、①「B. フォールの同志ザンジャッコミ殿あて第1書簡」⁽⁸¹⁾、②「義勇兵の招集に関して共和暦2年ブリュメール8日に署名された宣言」⁽⁸²⁾、③「教会の鐘楼使用規制についての共和暦2年フリメール30日に署名された条例」⁽⁸³⁾が挙げられる。

M. ベルンシュタインが、J. エバールらの「非キリスト教化」運動に注目していたことは先述の通りだが、彼は、オート-ロワール県における派遣議員によるテルールの展開がこれほど克明に迎れるとは思ってもみなかったのではないか。それほど、これらの史料は、単に、山岳派独裁期の地方における派遣議員の行動様式を明らかにするだけではなく、革命政府の政策実施と地方の微妙な関係を示し、また、地方の王党派や宣誓拒否司祭らの「反革命的」対応や行動の背景を写し出していると言えよう。

(3) M. ベルンシュタインが射程に入れていた 仏革研究の広がり

すでに、J.-N. デュカンジュの仕事で明らかにされていることだが、M. ベルンシュタインは古書籍商に徹してその職分を貫き通しながらも、ヨーロッパの多くの歴史研究者との交流のあったことが証明されている。その彼の姿勢を、J.-N. デュカンジュは「しかしながら、彼

を単なる金銭づくの人物だと見るのは誤りでしょう。それよりも、革命史、労働運動、彼が過去の関係から特に愛着のあった領域の目利きとみなすべきでしょう。彼の歴史に対する知識は、とても確かでした。また、その関心も大変多様でした⁽⁸⁴⁾と評し、その一例を紹介している⁽⁸⁵⁾。

このM. ベルンシュタインの関心の多様さは、当然の如く彼の収集した「ベル文」史料にも見出せる。つまり、書誌学者としても立場から自らのフランス革命関連史料収集においても、その目利きの鋭さを示している。最後に、筆者の「基礎的研究」で見えてきた彼の問題意識の広がりや「ベル文」史料群の中で捉えてみたい。

1) 総裁政府期の政治的展開とナポレオン=ボナパルト

言うまでもなく、M. ベルンシュタインは、総裁政府期やナポレオン期の歴史的意義について言及することは無かった。だが、フランス革命の政治的変遷に対する彼の認識の一つが、人権の確立と共和主義の徹底に置かれていたことを思えば、革命後半の総裁政府成立からナポレオン第一帝政期にかけて、その革命理念がどのように変更されてしまったのか、また、せっかく王政を廃止して近代国民国家を目指しているながら、何故に帝政を作り出してしまったのかについて、彼は、無関心ではおれなかったに違いない。

一般的に、テルミドール事件後の政治史的展開は、王党派をはじめとする右派勢力と残存していた山岳派などの急進共和派の左派勢力の台頭を抑え、穏健共和派による「風見鶏」的中道路線と認識されている。当時は、この政治路線を「白い帽章をつけず、赤い帽子もかぶらず」と言う場合もあった。視点を変えれば、ロベスピエール派を打倒したテルミドリアンたちが

作り上げた総裁政府体制は、銀行家や政商たちが幅をきかせる「成り上がり者」たち、つまり、大ブルジョワジーによる政権運営となった。これに不満を抱く王党派と急進共和派は次々とクーデタを企てる。こうした状況下で頭角を現したのが、腐敗、墮落した政府に反抗したバブーフであり、「ヴァンデミエール将軍」として軍事的才能を発揮したナポレオンであった。

M. ベルンシュタインは、民主主義的国家の樹立を目指す革命理念が、力の論理によっていとも簡単に押しつぶされていった歴史的経過の証拠を守り通すという信念の下、革命後半の歴史的事実の守護者としての役割に徹したように思える。いつの時代にも起こっていることだが、自分たちにとって都合の悪い資料が隠匿され、捏造され、あるいは廃棄されてきた痕跡を見逃さなかった彼は、どんな些細な史料でも注意深く収集し、手垢にまみれた総裁政府期以降の歩みの実態を証明する手立てを残そうとしたように見える。

主な史料群を挙げると、総裁政府関連史料が1,374点、ブリュメール18日のクーデタ関連661点、統領政府関連320点、皇帝ナポレオン関連162点と圧倒的な史料数となっている。このように、テルミドール事件後の政治的動向関連の史料収集は徹底していたと言えるだろう。しかも、これにはパリの動きばかりでなく、地方で展開された政治的動向や地方有力者の行動などに関する史料、さらには、対仏同盟に対抗するイタリア戦争などや、エジプト遠征関連史料も含まれている。

2) 地方の「反革命」における民衆の動き多様な性格への注目

フランス革命史研究において、「反革命」と言った場合、フランス国内で、それは革命の理念やそれに基づいて進められていた革命的政策

に全面的に反対し、アンシャンレジーム体制への回帰を求める王党派たちや宣誓拒否聖職者たちの、革命政権に対する軍事的打倒をめざす動きだけを指しているのではない。大きく分類すれば、その他に、連邦主義を目指すジロンド派などの運動⁽⁸⁶⁾、30万人募兵令に反対する運動、共同体的な諸慣行の復活を求める動き、「非キリスト教化」運動への抵抗、土地所有を求める貧農の運動などの性格を持つものがあり、きわめて複雑で、重層的である。

この点についてもM.ベルンシュタインの問題関心は高い。例えば、ヴァンデ戦争の性格⁽⁸⁷⁾も王党派やカトリック教徒による単純な「反革命」的抵抗とは見ていない。つまり、彼は「反革命」をフランス革命否定の動きとは捉えず、各期における革命政府の、革命理念に反し地方民衆の生活と命を軽視する「反革命的的政策」への抵抗と理解する視座を重視していたとも言える。確かに、「フクロウ党」とも言われる「シュアヌリ chouannerie」運動⁽⁸⁸⁾も、反革命的な王党派の軍事的抵抗の面だけでなく、多くの農山村民による森林利益権などの共有権回復をめざした生活擁護闘争の性格を持っていた。

このように、「反革命」関連史料群として彼が収集した928点の中には、先に見た民衆史・民衆蜂起史研究においても使用できるものが含まれている。例えば、「反革命」の展開において必ずと言っていいほど登場する「ブリガン brigands (盗賊、野武士の集団)」⁽⁸⁹⁾と言われた人々は、革命政府によって無秩序な集団と一括りされてしまうが、その実態については丁寧な史料批判が求められる。

3) 公的救済・公教育政策への眼差し

M.ベルンシュタインは、公的救済・公教育政策についても明言はしていないが、これに対する問題意識も旺盛であった。例の「ベル文」

工房に置かれていたカミーユ=ブロック、アレキサンドル=チュエッティ編『救貧委員会報告』⁽⁹⁰⁾は、1790年に発足した県単位での貧困状況の調査結果をまとめたもので、革命期の公的救済の取り組みがここから始まっていることが分かる文献であるが、彼がこの研究書に学びながら収集を進めていたことが見えてくるようである。

公的救済という概念は、アンシャンレジーム末期までの「救貧政策」とは違って、日々の生活に苦しむ、経済的、社会的、世代間的、身体的、性的弱者、さらには自然災害等により援助を必要とする被災民の「公的救済」を真正面に掲げ、それを可能にする新たな法規定、公的財政措置を伴う、新しい社会と人間に対する包括的な扶助制度のことを言う。これは、近代的な「社会保障」の理念とそれを支える制度の確立を目指すものであった。

公教育と言う場合も、それは、アンシャンレジーム末期までカトリック教会の教区組織が担っていた「小さな学校」に代わって、宗教教育ではなく「無償」「非宗教」「義務化」「男女共学」などを柱とする共和主義的な教育システムのことを言う。しかし、実際には財政的措置や人口密度の濃淡、さらには歴史的に積み上げられた地域的伝統などの問題を抱え、公教育政策の実施は困難を極めた。また、公教育自体が国家全体の学問体系（アカデミー）の中にとどのよう位置づけられるかの議論と密接に関係していたため、その実施に至るまでには紆余曲折があった。タレーラン案、コンドルセ案、ルペルティエ案、ブキエ法、ラカナル法、ドヌー法などの関連史料からも読み取れる。

まず、公的救済に関する史料群であるが、1790～1795年の動きに関するものを中心に、現段階で60点を確認している。ほとんどは、立法議会期までの「救貧委員会」関連のもの

国民公会期の「公的救済委員会」関連の史料群で占められている。それもそのはずで、公的救済のシステムを確立しようとする取り組みは、社会経済的な平等が求められた国民公会期の急進共和主義の政治状況の中で集中的に進められたからである。その中でも、救済委員会の数度にわたる議会への報告書⁽⁹¹⁾、慈善、労働、矯正に係わる公的施設についての建白書⁽⁹²⁾などが注目される。

これらの分析は別稿⁽⁹³⁾に譲るとして、結論からすれば、失業者、老人、寡婦、孤児、身体不自由者、傷病者、物乞いなどを救い、自然災害などの被災者の生活保護をめざした社会保障理念はようやく完成段階に到達したと言える。にもかかわらず、財政的裏付けの不十分さや、救済業務の実施に際しての県から郡、そして町村（コミューン）へという行政的対応の無責任さなどで機能しない地方がでてくるなど、また、地域的な被災状況や貧困度合いの違いなどもあって、革命政府の施策通りには進まなかった⁽⁹⁴⁾。

これが、総裁政府期以降になると、社会保障制度理念への思いは後退し、第二帝政期には公的救済から寄付制度を柱とするそれへと戻ってしまっている。そうした歴史的転変を考えれば、彼の政治性や思想性が、近代国民国家の社会保障理念の構築とその実現に向けてスタートした革命期前半のこれらの動きに注目したのも当然と言える。

同様のこととして、公教育関連史料群の収集傾向も見ておこう。先に示したように、彼のこの史料群から、大きな流れとしてはタレーランに始まりドヌーに至る、公教育をめぐる議論の推移を史料的に追跡できるようになっているのが見事である⁽⁹⁵⁾。ただ、それは一般的に言われるような、「知育中心」か「徳育中心」かの二者択一的な対立点で片づけられるような変遷

ではなかった。ルイ16世が存在していた立憲君主政期、ジロンド派が中心となった温和共和政期、山岳派主導の急進共和政期、大ブルジョワジーの利害優先の総裁政府期、ナポレオンによる第一帝政期の、各段階における政治路線の方向性を教育論の面でおつけ合う政治闘争の土俵としての役割を果たしていたことを強調しているように思える。

このように、革命期の公教育論議は政治的であったが、それでも、各史料には今日でも常に議論の対象となっている教育の「平等性」や「中立性」に係わる論点が目立つなど、近代国民国家における教育の在り方を問う普遍的な課題としてそれが認識され、重奏低音のような響きで革命期の論者をも規定していることが分かる。また、地方における教育行政の在り方の違いなども、学校制度、教育内容（憲法学習など）、教員の在り方（採用、給与、処遇など）などの部分で明示してくれる史料も多い⁽⁹⁶⁾。視点を変えれば、彼が、公共性をめぐる諸問題に関心を寄せていたからこそその収集結果であったと捉えられる。

4) ジェンダー史の視点へのこだわり

彼が、フランス革命史研究のもう一つの対象として拘っていたのが、ジェンダー史の視点だったのではと考えられる。この点については、幸いなことに浜忠雄氏の仕事⁽⁹⁷⁾から多くの情報が得られる。浜氏は、オランプ＝ド＝グージュに関して「ベル文」史料内の調査を行ない、その段階で、36点を確認している。グージュといえば、辻村みよ子氏の研究⁽⁹⁸⁾によって『女性および女性市民の権利宣言』⁽⁹⁹⁾の分析がなされ、「女権活動家」としてのグージュ像は定着している。ただ、浜氏は、「ベル文」史料からそれ以外のグージュ像を引き出すことをして、M. バルンシュタインのグージュへの注

目がゲージュの全人格に向けられていたことを明らかにした。

その後の「基礎的研究」によって、ゲージュ関連史料はさらに増えて51点になり、浜氏の指摘の正しさを裏付けている。史料形体としては、新聞などへの寄稿文、小冊子やポスターなどでの論説、劇作品など様々であるが、そのどれもが保存状態は良好でマイクロフィルムからの複写でも正確に読み取れる。

まず、1789年段階から1793年に処刑されるまでの活動として一貫しているのは、革命的な政治活動への積極的参加の姿勢である。主だった史料としては『国民の代議員への書簡』⁽¹⁰⁰⁾、『第一親王オルレアン公への書簡』⁽¹⁰¹⁾、『国王、王妃、コンデ公への請願』⁽¹⁰²⁾などがある。次いで、劇作家としての活躍である。『コメディ-フランセーズに対するゲージュ夫人の請願書』⁽¹⁰³⁾、『仮面を剥がされた俳優たち、またはコメディ-フランセーズに上演を妨害されたゲージュ夫人』⁽¹⁰⁴⁾などが確認できる。さらに、これは先にトゥサン=ルヴェルチュールのところでも取り上げておいたが、黒人奴隷制への発言である⁽¹⁰⁵⁾。パリに登場してからの彼女の人生は短いものであったが、インパクトのある発言を残している。革命との関係でのゲージュ研究はまだ終わってはいない。

ゲージュ以外では、「革命的共和主義女性協会」に関係したクレール=ラコンブ Claire Lacombe⁽¹⁰⁶⁾、ヴェルサイユ行進にも参加したテロワーニュ=ド=メリクール Théroigne de Méricour, Anne Joséphe⁽¹⁰⁷⁾らの史料が収集されている。しかし、彼の関心は、革命上に名を残した女性だけではなく、市井の女性にかかわる史料収集にも向けられていた。現段階で見えてきている関連史料は83点になるが、そうした史料の中で注目されるものが、「公娼たちの陳情書」⁽¹⁰⁸⁾と、それに対抗した「婦人たちの抗

議書」⁽¹⁰⁹⁾である。王国全体での陳情書作成という革命的気運の高まりの中で女性たち自らが、それぞれの立場で自己主張し始めていたことは忘れてはならないように思う。また、従来は「反革命」の眼差しで捉えられがちなシャルロット=コルデの史料⁽¹¹⁰⁾にも、丁寧な史料批判が求められるであろう。

以上のように、M. ベルンシュタインのフランス革命に対する関心は幅広く深く、20世紀を生き抜いた彼の生きざまに規定されたであろう問題意識によって炙り出された諸問題が、今日的フランス革命史研究の課題として提示されている。

おわりに

「はじめに」で述べたように、本稿は、フランス側との「ベル文」史料の共同比較調査研究の中間総括を行ない、また、当該史料の「基礎的研究」の中で見えてきたM. ベルンシュタインのフランス革命認識と、それに基づいた彼のフランス革命像を捉えようとするものであった。

前者については、繰り返し指摘してきたように、これまでの比較調査では、「BNには存在しないがフランスの他の諸機関には存在する」史料除いた「『ベル文』にしか存在しない、「唯一」ではない「稀少」なものが5,340点(41,3%)であったことが判明した。従って、今後は、オート=ロワール県文書館との間で作成された「分類リスト」に基づいて、データベース化が遅れている他県文書館での共同の比較調査に着手することが求められる。その仕事は、ここまでフランス側との窓口になってきている本学の「フランス革命史料研究センター」で進められるのが、すでに構築されている「ベル文」史料活用の国際的信用関係を貶めないためにも無理のない常識的対応であることは言うまでもない。

後者については、上記の長期にわたる地道な作業に付随してもたらされた「基礎的研究」の成果の分析という形になった。その結果についての概要は、すでに2016年にグルノーブル大学とヴィジューのフランス革命博物館での国際シンポジウムで報告済みのことではあったが、さらに、第3章を追加することによって、彼が捉えようとしたフランス革命像をより鮮明にすることにした。

はたして、その試みがどこまで達成できたのかは読者の判断を仰ぐしかないが、それらの分析に基づいて以下のような結論に達した。

まず、彼の一連の史料収集活動の根本のところを支えていた政治的、思想的立場であるが、J.-N. デュカンジュが実証しているように「ベルンシュタインは、(中略)レジスタンス運動で闘ったユダヤ教徒であったことも、同様に知られています。(中略)1914年以前の社会主義によってもたらされた思い出を、父親を介してなおもっていた世代に属していた」⁽¹¹¹⁾ こともあって、それは、青春期を含む両大戦間期にあっては、友人からもいわれた「理想主義的な社会」であった。彼に言わせれば、フランス革命が理想とした「平等」な社会だということになる。急進共和派に注目していたのもその証左である。

しかし、それだけでは、彼はフランス革命認識の積極面を明示してはいなかった。革命期における国民国家の構成員の共和主義的関係の優先という友愛の理念に彼は拘っている。その一つとして、王政復古期の「弑逆者」問題は、思想、信条の自由、信仰の自由の理念の尊重と同様に、それを容認すれば、「国民」が分断に進みかねない問題として位置づけられている。それは、彼がラトヴィア民族出身のユダヤ教徒でフランス国民であることにも大きく規定されていたと考えられる。とりわけ、多民族・多文化

構成の国家においてはそうした動きは排外主義に直結していたからである。

また、彼は、革命が社会的、経済的な弱者をどう守るのかということにも関心を示していた。公的救済、公教育、ジェンダー史などの視点からのフランス革命史の読み直しは、市井の人々の考えや行動の多様性を前提とせざるを得ず、史料的制約もあり研究それ自体は厳しいが、どうしても進めなければならない課題として認識されていた。国家が、国民の生命と財産を如何に保護すべきか、公教育をどのような形にするのか、女性の権利を具体的にどう向上させるのか、革命期において、実際にそれらがどうなっていたのかについての研究はまだ緒に就いたばかりある。

最後に、彼の先見の問題意識が、植民地支配などで支配された側の諸民族にとってフランス革命は何であったのかにも向けられていた点である。例えば、1794年2月4日に国民公会によって「植民地奴隷制の廃止」が宣言されたにもかかわらず、ナポレオンによって1804年に廃止されてしまったことなどは、革命後半期における革命の後退現象を象徴的に示している。このように、総裁政府期からの革命の変節がナポレオンの対外戦争を生み出し、そのためハイチ共和国となったサン・ドマングをのぞいて、すべてのフランス領植民地では1848年の二月革命まで奴隷制を存続させてしまっている。この植民地に対する非人道的な政策が、多くの諸民族に凶りがたい犠牲を負わせてしまったことを彼は許してはいない。

以上のように、彼のフランス革命認識とそれに基づく革命像は複眼的アングルそのものであったが、史学史的な見方からすれば、それは、いわゆるジャコバン主義的な革命像を柱としていたと言えるだろう。だが、言うまでもなく、彼は教条主義者ではなかった。それは、一つに

は、第二次世界大戦中のパリでの命を賭したレジスタンス運動で体得した人民戦線の経験がそうさせていたのではと思える。戦後において史料収集活動が順調にいつているときでも彼のスタンスにブレは生じていない。アナール派の「新しい歴史学」が推奨された時期でも革命期のカリカチュールへの関心は感じ取れるが、「全体史的」歴史認識は、すでに彼自身のものであり変化は見えない。それは、フランス革命200周年前後におけるF. フュレらの「修正主義」の動きの中でも、彼にとって、フランス革命が「終わって」いないことは分析の通りである。

そうした長年の「ベル文」史料収集過程における、政治的、思想的、学問的荒波にも耐え、自分自身の確固たる姿勢を堅持しながら、彼は、いくつかのメッセージを込めて「ベル文」史料をそのまま本学へと、高額ではあったが「譲り渡して」くれたのである。筆者の立場からすれば、当初、厄介なことだと思っていたのが、そのうち、気が付いた時には生田図書館3階の貴重書庫の暗闇を徘徊するようになっていたのだから言い訳はできない。本学としても、国際的な社会知性の発信を義務付けられたことは幸いと言うべきであろう。ようやく、筆者自身もM. ベルンシュタインには大いに感謝すべきなのだと思えるようになってきた。

注

- (1) *Catalogue de l'Histoire de la Révolution française par Michel Bernstein, comparé avec le Catalogue de la Bibliothèque Nationale, par André Martin et Gérard Walter*, éd., Bibliothèque de l'Université Senshu, Tomes 1-5, Kawasaki, 1979, Tomes 6, 7, Kawasaki, 1980, Tomes 8, 9, Kawasaki, 2001 (一般的に日本側ではこれを『比較目録』と言うが、本稿でも、以下、その表記に統一した)。
- (2) ラトヴィア民族でユダヤ教徒のフランス人である故・M. ベルンシュタインは、自らのフランス革命関連史料収集の動機や経緯、さらには、それらの専修大学への売却について詳細に述べている (M. ベルンシュタイン「革命期文庫についての覚書」『ミシェル=ベルンシュタイン文庫だより』創刊号、1980年3月；後に、仏側の『フランス革命史年報』に Michel Biard et Yoshiaki Omi, <La collection Michel Bernstein (Université Senshu, Tokyo)>, *Annales historiques de la Révolution française*, 2011, n° 2, p. 193-210 として再録される)。
- (3) *Lettre du Roi aux archêves & evêques de son Royaume, à Versailles, le 9 septembre 1789, Collection des Documents de Michel Bernstein, Bibliothèque de l'Université SENSU, Tome 1974-21 (Imprimerie Royale, 1789, In-4°, 4 p. Il les prie de collaborer au maintien ou au rétablissement de l'ordre, troublé par les jacqueries et les brigandages, Bibliothèque Historique de la Ville de Paris, N. 136-159).*
- (4) Georges Lefebvre, *Quatre-vingt-neuf*, Paris, 1933.
- (5) Albert Soboul dir., *Contributions à l'histoire paysanne de la Révolution française*, Paris, 1977.
- (6) G. Lefebvre, *Quatre-vingt-neuf*, p. 123.
- (7) Id., *La Grande peur de 1789, suivi de les foules révolutionnaires*, Paris, 1932, rééd., 1988.
- (8) *De par le Roi, à Versailles, le 9 août 1789, C. D. M. B.*, Tome 1794-19.
- (9) Jean-Claude Martin, <La Terre en Révolution>, *Le Pays Bas-Normand*, n. 194-196, 1989.
- (10) 近江吉明「バステューユ以前のジャクリー—ノルマンディー、オルヌ県の場合—」(『専修人文論集』第70号、2002年)；同「グランドブール期のジャクリー—バス-ノルマンディー、オルヌ県の場合—」(『専修人文論集』第77号、2005年)；同「フランス革命期のジャクリー」(専修大学社会知性開発研究センター・歴史学センター年報『フランス革命と日本・アジアの近代化』第4号、2007年)；同「アランソンにおける1789年の食糧蜂起」(『専修史学』第44号、2008年)；同「民衆蜂起における蜂起指導層と蜂起衆—フランス革命初期のオルヌ県の場

合一」(同上、第46号、2009年)；同「フランス革命初期のジャクリーと暴力ーバス-ノルマンディー、オルヌ県の場合」(『専修人文論集』第86号、2010年)；同「ベッレームにおける1789年の食糧蜂起」(『史苑』第72巻、第1号、2011年)；id., «La Révolution au Perche 1789-1799, Rupture ou continuité», *Amis du Perche*, 2014；同「オルヌ県における1789年のジャクリーの痕跡—ドムフロン郡からセー小郡への波及—」(『専修史学』第64号、2018年)。

また、1789年段階における「ジャクリー」や「食糧蜂起」研究に欠かせない分析対象が、1789年春段階に農山村教区の教区民や地方中小都市の住民によって作成された第一次選挙集会時の「陳情書」である。これは、1789年5月開催の全国三部会に向けて行なわれたバイイ管区上級選挙集会時の最後の「代表者」の選出と「陳情書」作成のものとはほとんど異なるものである。つまり、ヴェルサイユに持参された最終「陳情書」には、農山村民や地方中小都市住民の陳情や要求が反映されることがなかった。それだけに、第一次選挙集会時の「陳情書」には彼らの切実な生の政治的、経済的、社会的要求が書き残された。

これについての分析としては、近江「陳情書にみられる農民的な要求の特徴—バス-ノルマンディー、オルヌ県の場合」(『専修大学人文科学年報』第34号、2004年)；同「陳情書にみられる農民的な要求の特徴について」(『専修史学』第40号、2006年)；同「陳情書にみられる農民的な要求の特徴について(その二)」(同上、第41号、2006年)；同「1789年春段階におけるオルヌ県東部農村教区の状況—ベッレーム小郡ル-パン教区陳情書の分析から—」(『専修人文論集』第90号、2012年)；同「フランス革命初期の森林用益権をめぐる攻防とその政治的波及—1789年のオルヌ県教区陳情書に見られる森林用益権の位置—」(『専修史学』第66号、2019年)；同「エツム下級バイイ管区の陳情書分析—フランス革命初期のジャクリー勃発の諸要因をめぐって—」(同上、第68号、2020年)がある。

- (11) André Martin et Gérard Walter, *Catalogue de l'histoire de la Révolution française*, Paris, Editions

des Bibliothèques Nationales, t. 1-5, 1936-1955.

- (12) これは、フランス国立図書館の所蔵史料(Le catalogue de la Bibliothèque nationale de France)のオンライン目録である。
- (13) Le catalogue collectif de France(フランス共同目録)には、SUDOC(Système universitaire de documentation)と、BRM(Catalogue des fonds rétro convertis des bibliothèques municipales, ou BAZE PATRIMOINE)というデータベース化された史料目録が収録されている。前者の目録は、160以上の大学施設や、1,000以上の図書館のコレクション情報をまとめたものであり、後者は、フランス全土にある65の図書館が所蔵する250万件以上の史料の書誌情報が含まれている。
- (14) *Annales des Etudes de la Révolution française et la Collection des documents de Michel Bernstein*, Institut pour le Développement de l'Intelligence Sociale de l'Université SENSU / Le Centre d'Etude des Documents de la Révolution française, 2009~.
- (15) マリア-ベトゥレム=カステラ-イ-プジョルス「ベルンシュタイン文庫の歴史的価値とその性格—『ベルンシュタイン文庫目録』第6巻の分析—」(専修大学社会知性開発研究センター/歴史学研究センター年報『フランス革命と日本・アジアの近代化』第5号、2008年、109~129頁；Maria Betlem Castellà i Pujols, «Au-delà de la rareté Des merveilles: Deuxième analyse du Tome VI du Catalogue de Michel Bernstein», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2009, pp. 1-208.
- (16) Thierry Alloin, «La Valeur et le caractère historique de la Collection des documents de Michel Bernstein : Troisième analyse du tome 6 du catalogue de la Collection M. Bernstein, No. 5000-6300», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2010, pp. 61-113；id., «La Valeur : Quatrième analyse du tome 7 du catalogue de la C. M. B., No. 6301-10026», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2011, pp. 11-168；id., «La Valeur : Cinquième analyse du tome 7 du catalogue de la C. M. B., No. 10027-12920», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2012 / 2013, pp. 35-147；id., «En terminant les recherches dans la collection Michel Bernstein», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2014 / 2015, pp. 11-35.

- (17) Y. Omi, «Cahier de doléances du tiers état de la ville du Puy, élaboré au stade initial du processus électoral (version corrigée et commentée)», *Cahiers de la Haute-Loire*, Revue d'études locales, Année 2009, pp. 189-203. この仕事は、「ベル文」マニユ スクリ史料の Fol. 20 : Cayer d'instructions du Tiers Etat de la ville du Puyの翻刻を行なったものであるが、この陳情書についての最初の分析は、近江「『M.ベルンシュタイン文庫』の史料 的価値とその特徴—オート-ロワール県、ル-ピュイ市の第三身分陳情書分析を中心に—」(専修大学社会知性開発研究センター/歴史学 研究センター『フランス革命と日本・アジアの 近代化』、2008年)；同「ル-ピュイ市の下級選 挙集会時における第三身分陳情書—その校訂と 解説—」(『専修人文論集』第84号、2009年) で深められたものである。
- オートロワール県文書館に存在しないもう一 つのマニユスクリが、同県ブリウド市 Brioude の陳情書である。「ベル文」史料の Fol. 10 : Doléances, instructions et pouvoirs généraux donnés aux députés de la ville et chef-lieu d'élection de Brioude であるが、当該史料については陳情書 作成過程に特徴があった。当時、トゥーロンの 海軍経理将校であったピエール-ヴィクトール= マルエ Pierre Victor Malouet, (1740~1814) が第 三身分陳情書のモデルとなる私案を用意し、そ れをリオムの町当局に届け、また、町役場もそ れを「全国三部会に向けての第三身分の要望に 関する指示草案」として印刷させてブリウドに も配布させていたことが確認されていたからで ある。しかも、ブリウド市はル-ピュイのセネ シャル管区ではなく西隣のリオムのセネシャル 管区に属していた。
- ところが、ル-ピュイ-ド-ドーム県文書館に もブリウド市文書館にも当該史料は存在しな かったが、ル-ピュイのある収集家が所有して いたとされるオリジナルの写しがポール=ルブ ラン Paul Leblanc なる人物によってクレルモン 大学図書館に寄贈され、それは1879年に印刷 出版されたということがわかったので、筆者は、 そのコピーをクレルモン大学で首尾よく入手し 翻刻に際し、参考にした(近江「オートロワール 県ブリウド市(Brioude)の陳情書校訂(Ⅰ)」 (『専修総合科学研究』第20号、2012年)；同 「オートロワール県ブリウド市(Brioude)の陳 情書校訂—1789年3月における第三身分第一次 選挙集会時の陳情書—」(『専修史学』第54号、 2013年)。
- (18) Th. Alloin, «En terminant les recherches dans la Collection Michel Bernstein», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2014 / 2015.
- (19) Y. Omi, «Bilan des recherches portant sur les volumes 6 et 7 du Catalogue comparé», *ibid.*
- (20) A. Martin et G. Walter, *op. cit.*
- (21) M. ベルンシュタイン<久重忠夫訳>、「革 命期文庫についての覚書」(『専修大学・ミシェ ル=ベルンシュタイン文庫だより』、創刊号、 1980年、後に、『フランス革命史年報』に採録 される M. Biart et Y. Omi, «La collection Michel Bernstein», *A. H. R. F.*, n° 364, 2011)。
- (22) 同上、16頁；*ibid.*, p. 196.
- (23) Th. Alloin, «Classement des documents relatifs au département de la Haute-Loire dans la Collection de Michel Bernstein», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2010, pp. 11-17.
- (24) *Ibid.*, pp. 18-59.
- (25) Solon Reynaud (Claude André Benoit Reynaud, 1749-1815), *C. D. M. B.*, fol. 38 ; Balthazar Faure (1746-1805), *C. D. M. B.*, fol. 77-24.
- (26) 近江、「M. ベルンシュタイン『史料整理目 録バインダー』(No. 12-14)について」、*Catalogue de l'Histoire de la Révolution française par Michel Bernstein, Supplément (Brochure 14~14) : Catalogue spécial des documents sur le procès de Louis XVI, Kawasaki, Bibliothèque de l'Université SENSU*, pp. 1-14, 2003 (後に、Y. Omi, «A propos de l'Inventaire de documents historique de Michel Benstein (brochure No. 12-14)», *A. E. R. F. C. M. B.*, 2016, pp. 45-62.)。
- (27) 同上、303 ~ 320頁。
- (28) Discours de Boissy-d'Anglas, sur la nécessité d'annuler ou de reviser les jugemens rendus par les tribunaux révolutionnaires, et de rendre aux familles des condamnés les biens confisqués par ces jugemens: lu à la séance du 30 ventôse, an 3, [Paris], De l'imprimerie nationale, germinal, l'an III [1795], 8 p., *C. D. M. B.*, T. 1436-[9]；遅塚忠躬「ボワシ=

- ダングラースーフランス革命期のあるプロテスタントの生き方―」（『東北学院大学キリスト教文化研究所紀要』第19号、2001年8月）によれば、アルデーシュ県選出の国民公会議員で、ルイ16世裁判の第3回票決のときには「禁固刑」を主張し「処刑」に反対した人物であるダングラースは、王政復古期における「国王弑逆者」（1816年の「大赦法」で、455名と認定された）追放の動きの中で、逆に、被追放者を恩赦により帰国させる行動を積極的にとった人物として有名なのだという。
- (29) Le Comte H. de Bédoyère ; Recueil de documents révolutionnaires, *C. D. M. B.*, Tome 1-369, et T. 1471-T. 1961.
- (30) *Ibid.*, T. 106.
- (31) Recueil de documents révolutionnaires de le Château de Laplagne ; M^{me} Justin Débonne P ; Prof. Deneux, *C. D. M. B.*, T. 1962-T. 3894.
- (32) M. Biard, *La liberté ou la mort ; Mourir en député*, Paris, 2015, p. 152. ここでは、1795年のギアナへの追放刑を「乾いたギロチン la guillotine sèche」と命名しているところから分析を始めている。明らかにモンタニユ派に対する報復の意味合いが強い。
- (33) コロークの成果は、小特集「『ベルンシュタイン文庫』とフランス革命」（『専修史学』第54号、2013年3月）として掲載された。
- (34) ミシェル=ビアル（長坂、高橋共訳）「ベルンシュタイン文庫にみられる革命期の政治結社」（同上）、2～16頁。
- (35) 同上、4頁。
- (36) 同上、6～15頁。
- (37) ジャン=ヌマ=デュカンジュ（高橋訳）「ミシェル=ベルンシュタイン―特異な足跡を振り返って―」（同上）、16～27頁。
- (38) Michel Biard, Philippe Bourdin, Hervé Leuwers, Yoshiaki Omi (dir.), *L'écriture d'une expérience. Histoire & mémoires de Conventionnels*, Paris, 2016.
- (39) M. Biard, «Un document inédit sur la protestation rouennaise contre la manifestation populaire aux Tuileries le 20 juin 1792», *Annales de Normandie*, 61^e année N° 2, juillet-décembre 2011, pp. 115-124.
- (40) Liste exacte des individus tués dans les différentes prisons de Lyon avec leurs noms, surnoms, qualités, et les crimes qui ont attiré sur vengeance publique, s. d., 31 p., *C. M. B.*, T. 2130-5.
- (41) Colloque international : *Collectionner la Révolution française*, 23-24-25 septembre 2015, Grenoble et Vizille (Colloque organisé par la Société des études robespierristes, l'IHRF-Université Paris I-Panthéon Sorbonne, le CRHIPA-Université France-Grenoble II, le Musée de la Révolution française-Domaine de Vizille).
- (42) G. Bertrand, M. Biard, A. Chevalier, M. Poirson et P. Serna (dir.), *Collectionner la Révolution française*, Paris, 2016.
- (43) Y. Omi «Un quête de l'univers révolutionnaire grâce à la Collection Michel Bernstein», *ibid.*, pp. 51-66.
- (44) J.-N. デュカンジュ、前掲書。
- (45) 近江「ベルンシュタイン文庫を彩る仏革命の世界」（『専修人文論集』第98号、2016年3月）。
- (46) M. ベルンシュタイン、前掲書、14頁。
- (47) Anton Gerits, «Michel Bernstein 1906-2003, ou Voltaire parmi les libraires antiquaires de France», *Bulletin du bibliophile*, Paris, 2003, p. 345.
- (48) J.-N. デュカンジュ、前掲書、18頁。
- (49) M. ベルンシュタイン、前掲書、14頁。
- (50) 同上。
- (51) 同上、15頁。
- (52) 同上。
- (53) 同上。
- (54) 同上、16頁。
- (55) 同上、14、16頁。
- (56) 近江「ミシェル=ベルンシュタイン文庫分析」（『図書館だより』第39号、2000年1月、2015年のヴァージューの国際シンポでは仏訳で紹介、Y. Omi, «L'Analyse de la Bibliothèque de Michel Bernstein : l'histoire de la Révolution française, édition préliminaire, fascicule 18», *Toshokan-Dayori*, 39, 2000) 2～3頁。
- (57) M. ベルンシュタイン、前掲書、14頁。
- (58) J.-N. デュカンジュ、前掲書、19頁。

- (59) M. ベルンシュタイン、前掲書、14頁。
- (60) J. P. Marat, *L'ami du peuple, ou Le publiciste parisien, journal politique et impartial*, [S. l.]: [s. n.], [1791], 8 p. *C. D. M. B.*, T. 3823-(14): Profession de foi, de Marat, l'ami du peuple, député à la Convention, adressée au peuple français en générale, & à ses commettans en particulier, No. [156] (30 mars 1793), [Paris], De l'imprimerie de Marat, [1796], *C. D. M. B.*, T. 9009-(18) [bis].
- (61) M. ベルンシュタイン、前掲書、13頁。
- (62) A. Gerits, *Books Friends, and Bibliophilia: Reminiscences of an antiquarian Bookseller*, New Castle, 2004, p. 195.
- (63) Je suis le véritable père Duchesne, foutre, [Paris]: De l'imprimerie de Tremblay, rue basse ports Saint-Denis ... , [1792], v., *C. D. M. B.*, T.9278-(1-1): Le père Duchesne, rééd., Paris, 1969, *C. D. M. B.*, T. 9060a. 1.
- (64) Henri Grégoire, *Essai sur la régénération physique, morale et politique des Juifs*; préface de Rita Hermon-Belot, Paris, 1988.
- (65) 浜忠雄『ハイチ革命とフランス革命』北海道大学図書刊行会、1998年、207～232頁。
- (66) 同「ハイチによる『返還と補償』の要求」(永原陽子編『植民地責任論—脱植民地化の比較史—』青木書店、2009年、所収)。
- (67) Béatrice Fry Hyslop, *Répertoire critique des Cahiers de doléances pour les Etats Généraux de 1789*, Paris, 1933; id., *A Guide to the General Cahiers of 1789 with the texts of unedited Cahiers*, New York, 1968.
- (68) 近江「『ベルンシュタイン文庫』を通じてみるフランス革命」(『じっしきょう地歴・公民科資料』第72号、2011年)。
- (69) [Le Puy] Cayer d'instructions du Tiers-Etat de la ville du Puy, Mss. original, daté du 28 mars 1789, avec toutes les signatures, *C. D. M. B.*, Fol. 20.
- (70) Cahier d'instructions, demandes et pouvoirs, pour les députés du Tiers-Etat de la sénéchaussée du Puy-en-Velay, *C. D. M. B.*, T. 1705-(2).
- (71) Château de Goudet, Arch. Dép. De la Haute-Loire, 1 B-1758; 近江「1789年のグデ教区第一次選挙集会時の陳情書—ル・ピュイ、セネシャル管区の教区陳情書分析—」(『専修人文論集』第100号、2017年)、165～196頁。県図書館に収蔵されている第一次選挙集会時の教区陳情書は、全部で24通しか存在しない。分析対象としたのは、翻刻されていないもので、議事録が残っていた教区として、また、当県の農山村地域の典型的な教区であるグデを選んだ。
- (72) Philippe Grateau, *Les Cahiers de doléances, une relecture culturelle*, Rennes, 2001.
- (73) Cahier d'instructions (la sénéchaussée du Puy-en-Velay); 近江「ル・ピュイ市」、58頁。
- (74) フランソワ=フユレ、モナ=オズーフ(河野健二、坂上孝、富永茂樹監訳)『フランス革命事典(Ⅰ)』みすず書房、1995年、650頁。
- (75) A. ソブール(飯沼二郎、坂本慶一訳)『資本主義と農村共同体』未来社、1976年、8頁。
- (76) Discours prononcé par Gaudin, orateur du Tribunal, sur le projet de loi relatif aux droits d'usage des communes dans les forêts: séance du 28 ventose an II à Paris, De l'imprimerie nationale, germinal an II [1803], 3, [1] p., *C. D. M. B.*, T. 1819-(26).
- (77) Décrets sur la police forestière des 19 & 27 décembre 1790, précédés du rapport fait au nom du comité des domaines / par M. Devisme, député du département de l'Aisne à Paris: De l'imprimerie nationale, 1791, 15, [1] p., *C. D. M. B.*, T. 1042-[17].
- (78) Y. Omi, «La Terreur dans les départements en 1793-1794: Lettres, opinions et mémoires de Conventionnels de la Haute-Loire», in M. Biard, Ph. Bourdin, H. Leuwers, Y. Omi (dir), *op. cit.*, pp. 49-61.
- (79) *Ibid.*, p. 51.
- (80) *Ibid.*, p. 53.
- (81) Trois lettres du Conventionnel Balthazar Faure de la Haute-Loire au citoyen Zangiacomi, 11 prairial et 24, 26 thermidor an III; *C. D. M. B.*, Fol. 77-(24).
- (82) Proclamation signée, sur la levée des volontaires, 8 brumaire an II, *C. D. M. B.*, Fol. 38-(53).
- (83) Arrêté signée, 30 frimaire an II, sur le contrôle de faire usage de la cloche, *C. D. M. B.*, Fol. 38-(34).

- (84) J.-N. デュカンジュ、前掲書、19頁。
- (85) 同、20頁；
- (86) Liste des contre-révolutionnaires & révoltés de la ci-devant ville de Lyon, [1794], 112 p., *C. D. M. B.*, T. 3138-(3).
- (87) Guerre de la Vendée et Chouans / par Lequinio, représentant du peuple, député par le département du Morbihan ; ouvrage dans lequel on donne une connaissance complete de la guerre de la Vendée, des causes qui l'on produite … sur la guerre des Chouans et sur son origine ; premier Brumaire, de l'an 3^e, à Paris : Chez Pougin, imprimeur … et se trouve chez Petit, lib. … : Chez Debrai, libraire … : Maret, libraire …, [1794], [4], 250 p., *C. D. M. B.*, T. 2054.
- (88) Loi portant que les rebelles, ceux connus sous le nom de Chouans, etc. Dont le jugement était attribué aux tribunaux militaires, seront jugés par les conseillers militaires établis par la loi du deuxième jour complémentaires : du premier vendémiaire, an quatrième de la République française, une et indivisible à Paris : De l'imprimerie du dépôt des lois, [1795], [1] p., *C. D. M. B.*, T. 773-[2].
- (89) Les brigands démasqués, ou, Mémoires pour servir à l'histoire du temps present … : dédié à tous les ennemis du meurtre et de l'anarchie, et aux veuves et orphelins des Français assassinés par la Convention nationale / par Auguste Danican …, Troisième édition à Londres : De l'imprimerie de Baylis … et se trouve chez J. Deboffe …, Debrett …, Dulau et Co. …, Boosey … et tous les marchands de nouveautés, 1796, [4], 243, [1] p., *C. D. M. B.*, T. 1502- [30].
- (90) Camille Bloch et Alexandre Tuetey, *Procès-verbaux et rapports de Comité de mendicité 1790-1791*, Paris, 1911, 847 p.
- (91) Premier rapport du Comité mendicité : exposé des principes généraux qui ont dirigé son travail / par M. de la Rochefoucauld-Liancour, Paris : Imprimerie nationale, 1790, *C. D. M. B.*, T. 1023-(10), T. 3294-(5).
 Second rapport, 1790, T. 1045-(18).
 Troisième rapport, 1791, T. 1076-(2).
 Quatrième rapport, 1791, T. 1076-(3).
 Cinquième rapport, 1791, T. 1076-(4).
 Sixième rapport, 1791, T. 1076-(5).
 Septième rapport, 1791, T. 1076-(6).
- (92) Mémoire sur les établissement publics de bienfaisance, de travail et de correction, considérés sous les rapports politiques & commerciaux, présenté au comité des secours publics de la Convention nationale, le 28 brumaire, l'an 2 de la République une & indivisible / par Jacques Dillon, citoyen français, artiste hydraulicien & mécanicien, imprimé en vertu d'une décret de la Convention nationale, sur le rapport du même comité. … De l'imprimerie nationale ; 1793, *C. D. M. B.*, T. ?
- (93) 近江「フランス革命関連史料集『ミシェル=ベルンシュタイン文庫』について—『フランス国立図書館には存在しない』史料の比較調査を終えて—」(『日仏歴史学会会報』第35号、2020年6月)。
- (94) Rapport et projet de décret sur l'extinction de la mendicité, présentés à la Convention nationale, au nom du comité des secours publics, par Jean-Baptiste Bo, député du département de l'Aveyron, [Paris] : De l'imprimerie nationale, [1793], 40 p., *C. D. M. B.*, T. 1875-(27), T. 2626.
- (95) Rapport sur l'instruction publique, fait, au nom du Comité de constitution, par M. Talleyrand-Périgord, ancien évêque d'Autun, administrateur du département de Paris, à Paris : De l'imprimerie nationale, [1791], 123, [1] p., *C. D. M. B.*, T. 1071-[5]; Plan d'éducation nationale de Michel Lepelletier, présenté à la Convention par Maximilien Robespierre, au nom de la commission d'instruction publique, [Paris]: De l'imprimerie nationale, [1793], 52 p., *C. D. M. B.*, T. 2292-(7)
- (96) Ecole primaires, département de la Haute-Loire : extrait des régitres des délibérations de l'administration centrale, du 21 germinal, an quatre de la République française, une et indivisible, au Puy : De l'imprimerie de P. B. F., [1796], 4 p., *C. D. M. B.*, T. 1707-(16).
- (97) 浜忠雄「ベルンシュタイン文庫とオランプ=ド=グージュ」(『専修大学 ミシェル=ベルンシュタイン文庫だより』第9号、1998年8月)。

- (98) 辻村みよ子『人権の普遍性と歴史性—フランス人権宣言と現代憲法—』創文社、1992年；オリヴィエ=ブラン（辻村訳）『女の人権宣言』岩波書店、1995年。
- (99) Les droits de la femme : à la reine [Olympe de Gouges] : [s. n.], [1791], 24 p., *C. D. M. B.*, T. 1517-(7).
- (100) Lettre aux représentants de la nation, [s. n.] ; 1789, *C. D. M. B.*, T. 1515, T. 1524.
- (101) Lettre à Mgr. le duc d'Orléans, premier prince du sang., [s. n.], 1789, *C. D. M. B.*, T. 1515.
- (102) Lettre à la reine, aux généraux de l'armée, aux amis de la Constitution, et aux françaises citoyennes : description de la fête du 3 juin / par Madame de Gouges à Paris : De l'imprimerie de la Société typographique ... [1792], 16 p., *C. D. M. B.*, T. 1517-(10).
- (103) Adresse aux représentations de la nation. Mémoire pour M^{me} de Gouges contre la Comédie Française, [s. n.] ; 1789, *C. D. M. B.*, T. 66.
- (104) Les comédiens démasqués, ou Madame de Gouges ruinée par la Comédie française pour se faire jouer, *C. D. M. B.*, T. 1516.
- (105) Lettre de Madame de Gouges, auteur de l'esclavage des negres, au public. [s. n.], [1789], , 4 p., *C. D. M. B.*, T. 1516-(1) ; Réponse au champion américain, ou, Colon très-aisé à connaître, [Paris] : [s. n.], [1790], 8 p., T. 1516-(4).
- (106) Discours prononcé à la barre de l'Assemblée nationale, par madame Lacombe, le 25 juillet 1792, l'an 4^e, de la liberté, [Paris] : De l'imprimerie nationale, [1792], 3, [1] p., *C. D. M. B.*, T. 1485-(38).
- (107) Précis historique sur la vie de mademoiselle Téroigne de Méricour, [S. l.] : [s. n.], 1790, 16 p., *C. D. M. B.*, T. 2566.
- (108) Doléances des femmes publiques, [S. l.] : [s. n.], [1789], 8 p., *C. D. M. B.*, T. 3533 ; Y. Omi «Collection des documents de M. Beerstein : Présentation de document (1). Actions menées par les femmes dans le cadre de la Révolution française et premiers pas vers une libération de la gent féminine», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2017/2018: cf. Paule-Marie Duhet et Madeleine Rebérioux, *1789 Cahiers de doléances des femmes et autres textes*, Paris, 1989.
- (109) Protestations des dames, contre les Doléances des femmes publiques, adressées au roi & Etats-généraux, [S. l.] : [s. n.], [1789], 15, [1] p., *C. D. M. B.*, T. 1660-(8), T. 3543.
- (110) Le cri du sang : air, Peuple française, peuple de frères, [s. n.], [1793], 6, [2] p., *C. D. M. B.*, T. 1912-(26).
- (111) J.-N. デュカンジュ、前掲書、23頁。